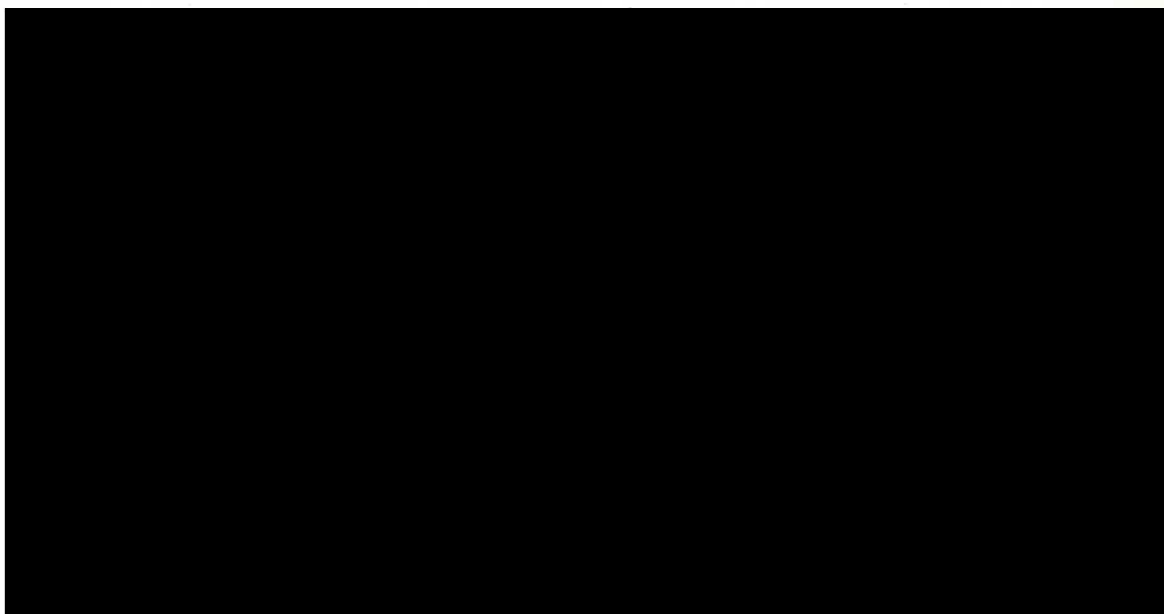


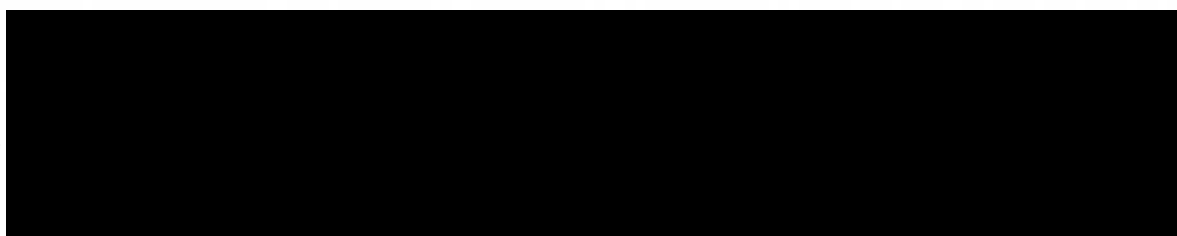
目 次



【第2部】

1. ディスカッションの部

- (1) 事業計画（案）関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1-1
- (2) 学修支援関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-2-1
- (3) ロイヤリング実践セミナー関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-3-1
- (4) 法律相談実習関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-4-1
- (5) 社会保険労務士履修実績関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-5-1
- (6) 法教育資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-6-1
- (7) ICT関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-7-1





ディスカッションの部



司法政策教育研究センター

事業計画(案)

事業計画の構想

鹿児島大学
司法政策教育研究センター

規則上なすべき事業

- 法学分野の教育研究基盤の提供とその振興に関すること。
- 法学教育カリキュラムの調査研究に関すること。
- 法律実務のための発展的学修の場の提供に関すること。
- 法務学修生に関すること。
- 臨床法学教育活動を通じた社会貢献に関すること。

1、法学分野の教育研究基盤の提供とその振興に関すること。

- 教育基盤の提供
 - 法律系総合情報データベースの提供
 - **Lexis.com**
 - **TKC**ローライブラリーの提供
 - **LICIEOC** 判例秘書アカデミック版の提供
 - **D-1Law**の提供
 - シュタウディングー、ユリス、ベックオンラインの提供
 - 遠隔講義システムの保守・営繕
 - 教育研究用図書の提供
- 法学分野の振興

2、法学教育カリキュラムの調査研究に関すること

- 学部・大学院における法学教育カリキュラムの調査研究
 - 例) アクティブ・ラーニングを用いたカリキュラムや授業方法の調査研究やFD活動
- リカレント教育のための教育方法の調査研究
 - 例) 試験をしない社会人向けセミナーなどでの教育効果の確保のための研究
- 初等・中等教育、高等学校での「法教育」のためのカリキュラムや教育方法の調査研究
 - 例) 「人権教育」「消費者教育」「キャリア意識の形成」など

3、法律実務のための発展的学修の場の提供に関すること(1)

- ▶ ここに言う、「発展的学修」とは学部教育を超える高度であったり、実務的な意味で実践的な内容を持つ学修のこと。
- ▶ 法曹などの専門職を目指したり、すでに社会人として活動している方、高度専門職業人として活動している方などのための、リカレント、学び直しを含む。

3、法律実務のための発展的学修の場の提供に関すること(2)

- ▶ 専門職養成・若手キャリア開発
 - ▶ 地元法曹志願者への、若手弁護士によるチューター、起案指導、司法試験問題分析検討会の開催など
 - ▶ 法科大学院との連携による若手対象のリカレント教育
 - ▶ 九州弁護士会連合会、九州7大学法科大学院共同のリカレント教育についての研究会との連携

3、法律実務のための発展的学修の場の提供に関すること(3)

- 専門職としての職能高度化事業
 - 授業の開放: 科目等履修生
 - 履修証明プログラムの展開
 - 個別テーマのセミナーの開講
 - テーマの候補
 - ロイヤリング／労働法関係／倒産法関係／税法関係／法医学・医療関係／専門職倫理／民法改正／離島等司法過疎地における法律相談実習
 - 実施方法の工夫によるシナジーにより、地域の専門職間、ユーザーとの距離を近づける活動。

3、法律実務のための発展的学修の場の提供に関すること(4)

- 全国レベルの学会の誘致
 - 例) 日本労働法学会、日本社会保障法学会
- ロイヤリング実践セミナー
 - 平成27年8月28日(金)から8月31日(月)の4日間
 - 司法修習生、若手弁護士を対象とする法律相談・交渉に関するセミナー(司法修習の選択型修習自己開拓プログラムとして認定見込み)

4、法務学修生に関すること

➤ 法務学修生

- 鹿児島大学法科大学院を修了し、司法試験の受験資格を有する期間、一定の施設利用料を払うことで大学の施設を利用して学修できる身分。
- 司法試験に向けたチューター・起案指導など
- 司法試験問題分析検討会

5、臨床法学教育活動を通じた社会貢献に関すること(1)

➤ 無料法律相談事業

- ロイヤリング実践セミナーなどの研修を経た若手に門戸を広げる
- 弁護士以外の専門職との連携を通じて個別分野の相談の実施の可能性
 - 専門分野の相談：税務・破産・労働・税務など
 - 司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、行政書士、その他

5、臨床法学教育活動を通じた 社会貢献に関すること(2)

- 離島等司法過疎地における法律相談実習
 - 平成28年2月12日（金）から14日（月）
 - 離島等司法過疎地における法律相談事業
 - 屋久島での実施を予定。
 - （司法政策研究科と共同実施）

事業構想実現のための課題(1)

- 地元法律専門職団体との協力協定を結び組織的な協力をいただくこと。
 - 実績
 - 鹿児島県弁護士会
 - 宮崎県弁護士会
 - 鹿児島県社会保険労務士会
- 奨学寄付金によるセミナーや授業の支援
 - 鹿児島県社会保険労務士会
 - 鹿児島県土地家屋調査士会

事業構想実現のための課題(2)

- 内容/目的に応じたメリハリをつけた受益者負担方式への理解の獲得
- 付加価値のある企画を展開するために、的確なニーズを把握するため、みなさんからの意見/要望をいただくこと
- 実施した個別事業の質的管理を徹底する。
 - 。

鹿児島大学司法政策教育研究センター セミナー企画について

1. セミナーの目的と全体の概要

(1) センター業務としての位置付けと目的

法律実務のための発展的学修の場の提供に関すること。

- ・地域の法曹、諸士業や地域専門家の法的高度化
- ・公務員や企業就業者のリカレントやキャリア開発

(2) セミナーの対象

- ①法曹（弁護士・検察警察関係・裁判所関係）
- ②地域法律専門職（a 司法書士、b 行政書士、c 社会保険労務士、d 土地家屋調査士など）
- ③一般（行政・企業などの従業者、学校教員）
=>センターとしては、①②地域高度専門職を主対象としつつ、③を対象とするセミナーで広く地域貢献を実現したい。

(3) セミナーのレベルと方式

【レベル】

- A 学修啓発レベル
- B 専門基礎知識涵養レベル
- C 演習/実習型専門能力涵養レベル

【方 式】

- ①オープンタイプセミナー（人数制限無し）
- ②クローズドタイプセミナー（人数限定）

※いずれも、セミナーの最後に、必ず到達度確認作業か到達度調査（Small Exam）を行うようにしたい。

(4) 学位や履修証明との関係

- ①学位取得とは別ものとして、履修者本意に設定する。
- ②履修証明プログラム（120 時間）設定をして、部分受講を可能にすることを検討する。
- ③修士課程の授業の一部とできるように検討する。
=>独自の修了証を発行する予定。

2. 実施方式の検討

(1) 対 象（セミナーごとに受講資格制限をかける）

- ①一般公開型
- ②単一専門職対象型

法曹（弁護士、検察関係、裁判所関係）

専門法律職（司法書士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士）

③複合専門職共同受講型

複数専門職共同受講型

=>鹿児島限定型／九州圏対象／全国対象

（２）開講時間

①日中

②夕方（１８時００分～１９時３０分）は可能か。

（３）開講時期

①学期中

②休暇中 =>１日２コマなど集中講義形式の可能性

③土曜開講の可能性

（４）開催回数

①３回コース

②５回コース

③その他

・年間：月１回定例型セミナー

・集中講義形式

例えば、月１回／３回コースを年１～２回 毎年テーマを変えながら開講

連続３週：３回コース

集中講義形式 １日３コマ

（５）セミナーの運営方式

①講義形式

・レクチャー方式（予習無し）

・双方向方式（予習あり）

②ゼミ方式

・特定課題の調査結果を参加者が報告し、講師指導の下で討論など

③ワークショップ方式

・特定課題についての臨床型トレーニングとその自己反省的検討など

④①と②③の組み合わせ

（６）ネットワークを通じての受講の可否

・法科大学院が保有するテレビ会議システム

・弁護士会間テレビ会議ネットワーク

テーマ	
担当講師	
対 象	
レベル	啓 発 / 専門基礎 / 専門応用
方 式	講演 / 演習 / ワークショップ / その他
開講時期	前期 / 夏期休暇 / 後期 / 春期休暇
コマ数 開講日	単 発 / 3コマ / 5コマ / 継続 / その他 平日 / 平日夕方 / 土曜・日曜・休日 / 集中
到 達 目 標	
講 義 計 画	
その他	

鹿児島大学司法政策教育研究センター 法医学分野：セミナー企画について

0. はじめに

6月6日（土） センターの開設記念シンポジウム

1. セミナーの目的と全体の概要

（1）センター業務としての位置付けと目的

法律実務のための発展的学修の場の提供に関すること。

- ・地域の法曹、諸士業や地域専門家の法的高度化
- ・公務員や企業就業者のリカレントやキャリア開発

（2）セミナーの対象

- ①法曹（弁護士・検察警察関係・裁判所関係）
- ②地域法律専門職（司法書士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士など）
- ③一般（行政・企業などの従業者、学校教員）
=>センターとしては、①②地域高度専門職を主対象にしたい。

（3）セミナーのレベルと方式

【レベル】

- ①学修啓発レベル
- ②専門基礎知識涵養レベル
- ③演習/実習型専門能力涵養レベル

【方 式】

- ①特定専門職を対象にする、クローズドタイプセミナー（人数限定）／オープンタイプ（人数制限無し）のセミナー
- ②複数専門職共同受講を想定した、クローズドタイプセミナーとオープンタイプのセミナー
- ③一般公開型の講演会型セミナー
※いずれも、セミナーの最後に、必ず到達度確認作業か到達度調査（SmallExam）を行うようにしたい。

（4）学位や履修証明との関係

- ①学位取得とは別ものとして、履修者本意に設定する。
- ②履修証明プログラム（120時間）設定をして、部分受講を可能にすることを検討する。
- ③修士課程の授業の一部とできるように検討する。
=>独自の修了証を発行する予定。

（5）医学部や法医学講座との共催などの名義

2, 実施方式の検討

(1) 対 象 (セミナーごとに受講資格制限をかける)

①一般公開型

②単一専門職対象型

法曹 (弁護士、検察関係、裁判所関係)

専門法律職 (司法書士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士)

③複合専門職共同受講型

複数専門職共同受講型

=> 鹿児島限定型 / 九州圏対象 / 全国対象

(2) 開講時間

①日中

②夕方 (18時00分～19時30分) は可能か。

(3) 開講時期

①学期中

②休暇中 => 1日2コマなど集中講義形式の可能性

③土曜開講の可能性

(4) 開催回数

①法科大学院の授業レベル: 90分×15回<=非現実的

②5回コース

③3回コース

④その他

例えば、月1回 / 3回コースを年1～2回 毎年テーマを変えながら開講

連続3週: 3回コース

集中講義形式 1日3コマ

(5) セミナーの運営方式

①講義形式

・レクチャー方式 (予習無し)

・双方向方式 (予習あり)

②ゼミ方式

・特定課題の調査結果を参加者が報告し、講師指導の下で討論など

③ワークショップ方式

・特定課題についての臨床型トレーニングとその自己反省的検討など

④①と②③の組み合わせ

(6) ネットワークを通じての受講の可否

・法科大学院が保有するテレビ会議システム

・弁護士会間テレビ会議ネットワーク

3. セミナーのテーマについて

(1) 法科大学院での開講内容からセレクト

(2) 時事的に関心を集めている内容

(3) 弁護士からの要望（知り合いからの聴き取り）

- ・認知症の程度と意思能力の関係
- ・精神疾患と後遺障害や心神喪失・耗弱の関係
- ・アルコール・薬物中毒の治療
- ・後遺障害における症状固定の判断の実際
- ・発達障害関係

4. 検討のお願い

平成 27 年度 一般公開啓発型講演会 1 コマ（後期か春期休暇：土曜）

タナトロジー／虐待／中毒など

法曹向け集中講義 1 日 3 コマを 1 回は可能か

平成 28 年度 一般公開啓発型講演会 1 コマ 土曜

タナトロジー／虐待／中毒など

法曹向け 3 コマか 5 コマコースを 1 回

※法曹向け集中講義 1 日 3 コマの余裕があれば。

平成 29 年度 一般公開啓発型講演会 1 コマ 土曜

タナトロジー／虐待／中毒など

法曹向け 3 コマか 5 コマコースを 1 回

※法曹向け集中講義 1 日 3 コマの余裕があれば

課題となること：

5. その他

(1) セミナーの事業化の構想

(2) ゲスト・スピーカー招聘の可能性

- ・旅費をセミナー費用で負担、セミナー後、医学部等での研究会や懇談の機会に。

(3) 法曹と法医学教員・医師・学生との相互学習型ジョイント・セミナーの可能性。

	テーマ	概要／目的	対象	レベル	コマを増やせるか
1	法医学総論、タナトロジー(死生学)	法医学の定義について理解する。さらに「タナトロジー(死生学)」, すなわち生から死に至る過程を学び、脳死の概念、臓器移植との関係、安楽死・尊厳死など死にまつわる諸問題について検討し、現状と課題を理解する。	一般	基礎・啓発	
2	医療と法	医療行為の法的根拠となる医師法、歯科医師法、医療法について理解する。併せて、わが国における死体の取り扱いについて理解し、系統・病理・法医学解剖の別、各々の解剖を行う法的根拠についても学習する。	法曹	基礎	
3	損傷1(生体反応、損傷と死因)	損傷が生前形成されたか死後形成されたかの鑑別、さらに生前形成されたものであってもその損傷が人体に重度の障害を与えたのか否かについての判定が公判の場においてしばしば問題となる。この時間は、損傷の生前・死後の別、損傷と死因との関係についての基礎的知識を学ぶ。	法曹	専門	
4	損傷2(機械的損傷)	損傷を形成した凶器の形状も実際の裁判においてしばしば問題となる。この時間は、鋭器による損傷(切創、刺創、割創)、鈍器による損傷(表皮剥脱、皮下出血、挫創、裂創)、銃器による損傷について各々の特徴とその鑑別点について学習する。	法曹	専門	
5	損傷3(交通事故に基づく損傷)	近年、交通事故の刑事責任、賠償問題が社会的にも問題になっている。交通事故に基づく損傷は、他の損傷と異なる特徴をいくつか有している。この時間は、交通事故損傷の特徴を理解し、さらに実際の轢き逃げ事例における車両特定、複数車両轢過における死因特定について学ぶ。	法曹	専門	
6	高温障害、低温障害	火災に伴う焼死と殺人の隠蔽行為としての死後焼却を鑑別することは法医学において極めて重要な問題である。一方、近年、凍傷や凍死が放置された児童あるいは高齢者の死因となる例が増加しているといわれている。この時間は、高温障害、低温障害のうち、特に高度焼損死体における生前・死後の鑑別点と、凍死における死体所見を中心として理解を深める。	法曹	専門	
7	窒息	窒息死か否かについて実際の裁判においてしばしば論点となっている。この時間は、窒息のメカニズム、各種窒息(縊死、絞死、扼死)の定義、溺死体と水中死体の違いについてその概要を理解する。	法曹	専門	
8	中毒1(中毒概論)	近年、薬毒物中毒による殺人など中毒に関する社会問題が多発している。この時間は、中毒の一般的知識を理解し、数千以上あるといわれる薬毒物のうち、頻度の高い中毒について分析方法や得られた結果の判定法について学習する。	法曹・関係職	一般	

9	中毒2(乱用薬物, アルコール)	中毒に関する社会問題には, 覚せい剤などの乱用薬物の流行, アルコール依存症の増加も挙げられる。この時間は, 乱用薬物とその現状, 法的規制とその問題点, アルコールに関する法的問題点について学習する。	法曹・関係職	一般	
10	DNA多型	DNA多型検査は今日では犯罪捜査のためには不可欠のものとなった。血液型検査からDNA多型検査への変遷の歴史について学習し, 現在運用されている犯罪捜査のためのDNAデータベースシステムについての理解を深める。DNA多型の基礎理論, 検査法の詳細を学び, DNA多型検査の限界を知る。	法曹	専門	
11	血液型	法医学的検査においてはその役割がDNA多型にとってかわられたが, 臨床医学とりわけ輸血医療においては重要である。輸血事故もときに発生することから, 血液型の基礎理論, 検査法の詳細を学び, 輸血事故の背景について理解を深める。	法曹	専門	
12	親子鑑定	親子鑑定もまた今日では血液型検査に代わりDNA多型検査が主流になっている。DNA多型検査による親子鑑定の優れているところや利用する上で注意しなければならない点, また, 血液型検査が必要となる場合についても学ぶ。親子鑑定の基礎理論を理解することにより, 鑑定結果の正しい解釈が行えるようになる。	法曹	専門	
13	個人識別, 物体検査	犯罪捜査において身元の特定は重要な事項である。個人識別(身元確認)の基礎理論について学ぶ。白骨死体の性別判定, 年齢推定, 身長推定などについての手法を理解する。物体検査は犯罪現場など残された人体由来の物体についての検査で, 証拠材料の検査ともいわれる。血液, 精液, 唾液などの付着した斑痕がその対象になることが多いことから, これらについての検査法についての理解を深める。	法曹	専門	
14	医療行為, 医療事故	医師のする行為が医療行為として認められる条件を理解する。さらに, 個々の事例を提示し, 議論することによって, 医療事故が医療過誤であるか否かの法的判断について理解を深める。	法曹	専門	
15	虐待(児童・配偶者・高齢者に対する虐待)	この時間は, 児童虐待防止法, いわゆるDV防止法, 高齢者虐待防止法, 障害者虐待防止法の概要と問題点を理解する。併せて, 虐待の早期発見のために, 実例を通して虐待を示唆する所見について学ぶ。	法曹	専門	



学修支援関係資料

【修了生に対するフォロー】

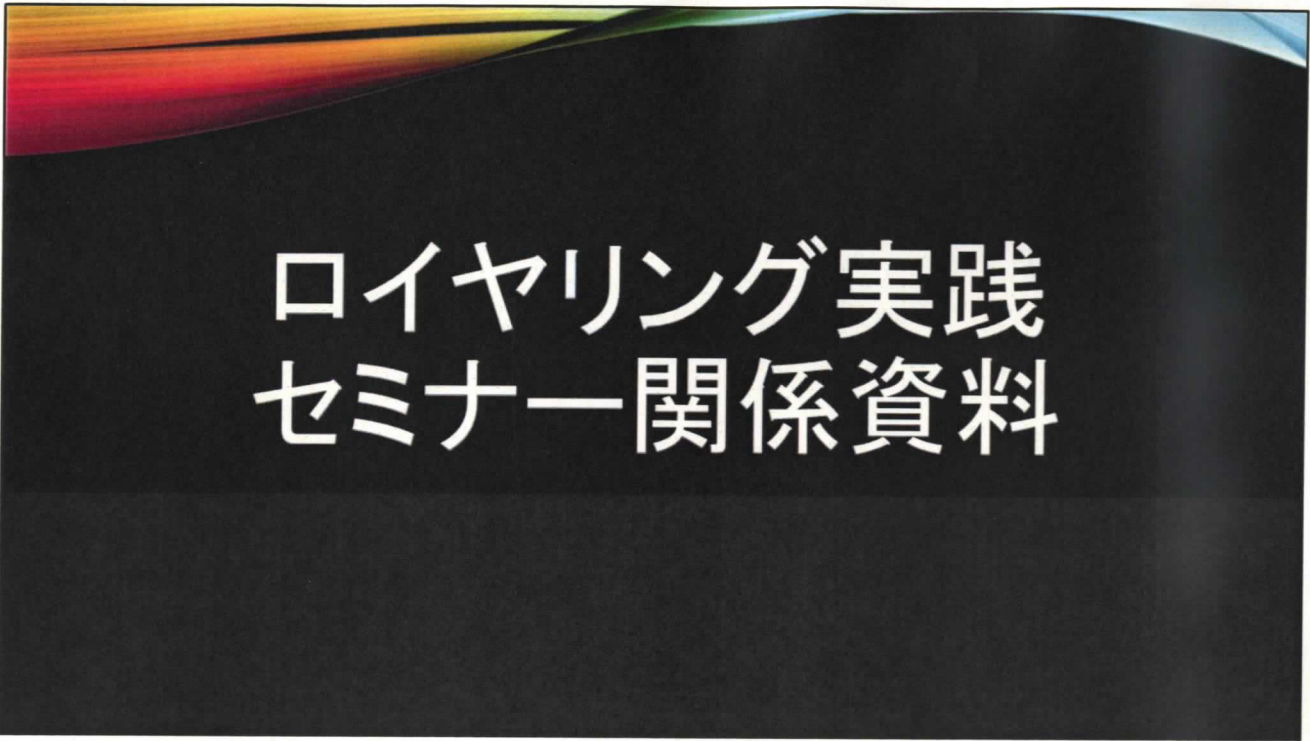
- ・若手弁護士（総数4名）によるチューター指導（週1）
- ・各学年を個別に学修支援（週1）
- ・司法試験過去問を題材にした起案指導（週1）
- ・九州弁護士会連合会が主催する模擬試験の実施

起案指導 実績表

年度	起案日	講評日	実施回数合計	担当弁護士数
平成22年度 ※10月スタート	週2日	週2日	46	26名
平成23年度	週1日	週1日	30	25名
平成24年度	週1日	週1日	38	27名
平成25年度	週1日	週1日	29	14名
平成26年度	週1日	週1日	35	11名
平成27年度 ※予定	週1日	週1日	29	
合 計			207	

チューター指導 実績表

年度	指導日	実施回数合計	担当弁護士数
平成23年度	月平均:5.5回	66	4名
平成24年度	月平均:7.4回	89	6名
平成25年度	月平均:7回	88	6名
平成26年度	月平均:11回	131	5名
平成27年度 ※予定	月平均:11回	132	5名
合 計		506	



ロイヤリング実践 セミナー関係資料

平成 26 年度 ロイヤリング実践セミナー プログラム (予定)

1 スケジュール

(1) 平成 26 年 8 月 29 日 (金)

午前の部

- 1, プログラムの説明等 (午前 9 時 30 分から)
- 2, 法律家の役割理念と法律相談のあり方 (午前 9 時 45 分から)
- 3, 心理測定尺度からみた自己分析 (午前 10 時 45 分から)
- 4, 法律相談における相談技法 (午前 11 時 15 分から)
- 5, 相談報告書の作成について (午前 11 時 45 分から)

午後の部

- 1, 模擬法律相談の収録 (2 件) 午後 1 時から
- 2, 模擬交渉戦略の検討 午後 3 時頃から

(2) 平成 26 年 8 月 30 日 (土)

- 1, 模擬法律相談ビデオワークショップ① 午前 9 時 30 分から
- 2, 模擬法律相談ビデオワークショップ② 午前 10 時 30 分から
- 3, リアル法律相談収録・視聴① 午後 1 時から
- 4, リアル法律相談収録・視聴② 午後 2 時から
- 5, 模擬交渉第 1 回ビデオ収録 午後 3 時から

(3) 平成 26 年 8 月 31 日 (日)

- 1, リアル法律相談ワークショップ① 午前 9 時 30 分から
- 2, リアル法律相談ワークショップ② 午前 10 時 30 分から
- 3, 模擬交渉第 2 回ビデオ収録① 午後 1 時から
- 4, 模擬交渉ビデオワークショップ② 午後 3 時から

(4) 平成 26 年 9 月 1 日 (月)

- 1, 模擬法律相談ビデオワークショップ② 午前 9 時 30 分から
- 2, 研究発表ワークショップ① 午前 10 時 30 分から
- 3, 研究発表ワークショップ② 午前 10 時 30 分から
- 4, 振り返りワークショップ 午後 1 時から

平成 26年 6月 6日

司法修習生指導連絡係委員会 御中

承 諾 書

鹿児島大学大学院司法政策研究科
研究科長 米田 憲市

第67期司法修習生_____氏が、当研究科司法政策研究センターにおいて、下記のとおり選択型実務修習を行うことを承諾します。

記

1 修習期間

平成 26 年 8月 29日～ 9 月 1 日 4日間

2 修習場所

住所 〒890-0065 鹿児島市郡元1-21-30
名称 鹿児島大学大学院司法政策研究科司法政策研究センター
電話番号 099-285-7569 (代)
担当者の役職及び氏名
研究科長／教授 米田 憲市

3 修習内容

司法政策研究センターは別紙紹介の趣旨で鹿児島大学法科大学院に設置されているものであり、例年通り、8月29日から9月1日に、弁護士の相談・交渉場面のスキルを主題とするロイヤリング臨床実践セミナーを開催する。

本実践セミナーは、米田教授の共同研究者であるビデオ分析の専門家、神戸市看護大学の榎田美雄准教授を代表とする研究グループを招き、実際の法律相談やシミュレーテッド・クライアントを用いた模擬相談場面のビデオ分析により、臨床実践の客観的理解と自己反省力を向上させるためのプログラムを実施することを予定するものである。

すでに、医師の養成・訓練課程では、シミュレーテッド・クライアントを用いた面談／問診場面をビデオ撮影し、指導実務家を交えて参加者全体で共同分析を行い、臨床場面の客観的理解と自らの実践を反省的に把握する能力を高めることが行われている。また、アメリカ合衆国では、弁護士を対象としての同様の実践が、National Institute for Trial Advocacy (NITA) のリカレント・プログラムなどで、幅広く展開されている。

このセミナーは、上記米田教授と榎田准教授のグループの取り組みに、本学実務家教員ほか鹿児島県内外の弁護士等の協力を得て実施されるものであるが、分野別実務修習の深化と補完となるものであり、分野別実務修習の過程では体験できない領域における実務修習となると判断されるので、修習生の参加を受け入れることとしたもので、すでに6年の実績を有している。

鹿児島大学司法政策教育研究センター

ロイヤリング 実践セミナー2015

平成 27 年

8 月 28 日(金)～31 日(月)

会場：鹿児島大学郡元キャンパス
総合教育研究棟7階
司法政策教育研究センター

プログラム

【8 月 28 日 (金)】

午前 ガイダンス・法律相談の技術についての講義

午後 模擬法律相談・模擬交渉（映像収録）

【8 月 29 日 (土)】

午前 模擬相談・模擬交渉映像を素材とするワーク
ショップ①

午後 実際の法律相談の映像収録

【8 月 30 日 (日)】

午前 実際の法律相談映像を素材とするワーク
ショップ

午後 模擬相談・模擬交渉映像を素材とするワーク
ショップ②

【8 月 31 日 (月)】

午前 修習生による自己データの分析報告ワーク
ショップ

司法修習生の方は、平日にかかる分については、自己開拓型プログラムの受入先として承諾いたしますので、お申し出下さい。

※昨年は4名の修習生を受け入れました。

(*) このセミナーは、樫田美雄神戸市立看護大学准教授が主宰する「高等教育におけるビデオエスノグラフィー」研究会との共同で実施しています。

【問合せ先】

鹿児島大学

司法政策教育研究センター

担当：米田 憲市

TEL：099-285-7569/ 3905

E-Mail kenyon@leh.kagoshima-u.ac.jp

申込先：鹿児島大学司法政策教育研究センター FAX 099-285-7600

電子メールの場合、下記の情報を記載し、ls_support@leh.kagoshima-u.ac.jp

鹿児島大学司法政策教育研究センター
【ロイヤリング実践セミナー】 参加申込書

事務所名：

氏 名：

電話番号：

FAX 番号：

電子メールアドレス：

鹿児島大学司法政策研究センター「ロイヤリング実践セミナー」への参加申込みをいたします。

該当欄 に ☒ を入れて下さい。)

☐ 弁護士 ☐ 司法修習生

(修習生の方には、自己開拓型プログラム受入承諾書を返送します。)

☐ 全日程の参加を希望

☐ 8月28日(金)から30日(日)まで
【法律相談と交渉】

☐ 8月29日(土)と30日(日)
【法律相談のみ】

その他ご要望など

KULS ニューズレター No. 41

INDEX

- 民法の学習方法について(1) 要件事実論 (資料編)

- 「ロイヤリング実践セミナー2012」を開催—鹿児島大学法科大学院の「法曹のキャリア開発」への取組—

- 民法の学習方法について (1)
要件事実論(資料編)●

法科大学院教育が始まって、民法の学習方法はより実践的な法適用能力の涵養へと大きく舵をきった(学校で、法の文化・歴史・哲学を学ぶという点では大きな代償を払った。)。第1回の新司(平成18年)では直裁に、やや生硬な形で要件事実の理解が問われた。その後、問いはややスマートになった。たとえば平成22年は、事実を「主要事実」「間接事実」「評価根拠事実」「評価障害事実」として位置づける能力が問われている。司法試験で、要件事実についての理解度を問う場として、これまで選択されているのは、譲渡担保(債権譲渡)、債務不履行(履行遅滞)、質貸借、即時取得、代理・表見代理、時効取得である。実務家の思考方法〔訴訟物→請求原因(抗弁・再抗弁)を修得していないと、「事実の拾い出し」、事実の法的意味づけ〕は無理である。法科大学院が実務家養成の「学校」であることを今一度かみしめて学習してほしい(学校であれば、10年、20年先に花開く「時代を切り開く」勉強をすべきだろうか。)

(学習基本教材)『新問題研究』、『改訂・紛争類型別の要件事実』のほか、司法研修所

編『民事訴訟法における事実認定』(法曹会、平成19)2,571円

【平成18年新司】

出題趣旨では、「設問1は、要件事実論についての理解の程度を試すものであり、これまで議論があまりされていない将来債権譲渡担保を巡る要件事実の問題をあえて取り上げることにより、単なる知識だけでなく、証明責任の分配についての基本的理論と民事実体法の理論とを結合させつつ要件事実を思考する能力を備えているかを試したものである。したがって、本問の事例における将来債権譲渡担保の法的構成をどのように考えたか、また、(1)から(4)までの各事実を請求原因事実と解したか否かという結論よりも、むしろ、当該各結論を導いた理由を論理的に分かりやすく精緻に展開しているかを重視している。上述べられている。

【平成19年新司】(債務不履行)

平成19年度新司の出題趣旨では、「設問1は、要件事実そのものを問うているのではないが、要件事実を意識していれば、必要不可欠な事実の拾い出しは、実は容易だったはずである。法科大学院では要件事実の基礎的教育が行われるべきものとなっているが、その点、やはり十分できていないように思われる。

今回の問題は、要件事実そのものを問うているものではないが、要件事実の的確な整理や分析を行っている答案には、プラスアルファとして高い評価を与えることとした。しかし、残念ながらそのような答案が非常に少なかった。これが原因の一端となって、読み取りと当てはめの力が足りないように思われたのである。』との記述がある。

【平成20年新司】(質貸借)

平成20年新司の「採点実感」には、「設問1について…小問(1)で、問われていることに答えず、要件事実論を長々と記述する答案が目についた。それらの答案は、概して要件事実論としても不正確であり、しかも、要件事実的思考が発揮されるはずの小問(2)の後半で誤っているものが目立った。実体法の理解が不十分なまま、中途半端な要件事実論を振り回そうとする答案であり、少数とはいえ、懸念される。』との記述がある。

【平成21年新司】

「(1)②は、Y社が引渡しを受ける際、A社がX社に代金全額を弁済していない事実を知らなかったこと」という事実をY社が主張立証する必要があるかどうかを問う。ここでは、即時取得の要件である「善意」又は「無過失」に関する一般的な論述よりも、上記事実が即時取得の要件である「善意」とは異なるものであることを正確に指摘した上、その評価をすることが求められる。(2)③及び④は、即時取得における過失の評価に関する問題であるが、それぞれの性格は異なる。(2)③は、具体的事実が過失の認定判断に動くかどうか、その理由は何かの説明を求めるものであり、事実の分析及び評価に係るものである。他方、(2)④は、過失の有無の判断が占有取得時にされるべきであるという理論的性格を持つものである。以上のように、設問2は、要件事実の基本的知識を確認するだけでなく、実体法上の理論的問題の検討及び具体的事実の慎重な分析と評価を求めるといふ、多面的な性格を持つ問題である。」

【平成22年新司】

「設問1は、第1に、Fが第1訴訟において選択的にする二つの主張の法的構成が、有権代理構成と権限外の行為の表見代理構成(民法第110条)であることを理解した上で、二つの法的構成を区別することができるかどうか、第2に、各法的構成において、事実①及び事実②の性質を的確に

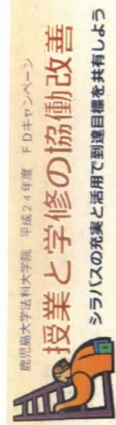
把握することができるかどうかを問うものである。まず、有権代理構成において、事実①はAがCに代理権を授与したことを推認させる間接事実である意義を有すると考えられ、これに対し、事実②は特段の意義を有しない。次に、権限外の行為の表見代理構成においては、事実①は2000万円の融資についてCに代理権があるものと言える正当な理由があるとする評価を根拠付けける事実である意義を有し、それとともに、事実①はAがCに1500万円の限度における代理権を授与したことを推認させる間接事実である意義を有するとも考えられる。

また、事実②はCに2000万円の借入れの権限があるかどうかをFが調査しようと試みたことを意味するものであるから、他の事情とあいまって、正当理由を根拠付ける一つの事実である意義を有するものとも考えられる。反対に、事実②のうち携帯電話がつかないことは、Cの不審な挙動を示唆するものと見ることができないものでないから、それにもかかわらずA本人との接触に成功しないまま融資を執行したこととあいまって、正当理由の評価障害事実となるとする性質把握も一定の説得力を持つ。そこで、適切な理由が付されて解答されているかが問われることになる。」

【平成23年新司】

「まず、基本的な知識についての正確な理解に基づけば、高い評価を得る答案は可能であり、低い評価しか得られない答案には、知識不足がうかがわれた。問われている問題を解くために適切な法律構成を探し出すことができない答案は、知識不足が原因だろうと思われる。

また、法律の規定に沿って要件を明らかにし、問



平成24年度 FD活動スローガン

題文の【事実】の中から要件に当てはまる具体的な事実を拾い上げることができると高い評価が得られ、これに対して、要件について論述するもの、それに具体的な事実を関係付けすることをしない答案に対しての評価は、低くならざるを得なかった。また、具体的な事実が要件を充足するかどうかの論述があるものの、丁寧さに欠ける答案は、低い評価となり、反対に、この点を丁寧にかつ的確に論述するものには、高い評価が与えられた。問われている問題を解くために適切な法律構成を把握しながら、要件について、又は、具体的な事実が要件を充足するかどうかについて、必要な論述をしていないものは、低い評価となつた。

これからからは、法律の規定に則し、【事実】に基づき、要件に充足するかどうかを検討し判断するという基本的な作業を習得できているかどうか、又どの程度習得できているかによって評価が分かれることになつたと考えられる。

さらに、【事実】を正確に読み、(設問)で何が問われているかを正確に理解している答案には高い評価が得られ、そうではない答案は低い評価となることも全体的な傾向として指摘することができると。(採点者から)

【平成24年司法】

「設問 1 は、Fが甲土地の所有権を売買契約により取得した場合と、20 年の取得時効により取得した場合について、Fの主張が依拠する民法の実体法規範とそれを支える実体法の考え方を正しく理解していること、そして、この理解を各小問で問われている内容に即して規範適用の要件、要件事実及び効果へと結び付けることができているかどうかを問うものである。

言い換えれば、設問 1 では、要件事実とその主張立証責任について平板に述べただけでは足りず、要件事実理解の前提となる民法の実体法理論について丁寧な分析と検討をし、これを踏まえて要件・効果面へと展開することが求められる。したがって、設問 1 は、要件事実の理解のみを問うものではなく、実体法の理解を前提とする要件事

実の理解を試すものである。(出題趣旨から)

(参考)「民事訴訟実務の基礎」コアカリキュラム
【6】典型的な訴訟物及びこれに関する攻撃防御方法についての具体的な設例(例えば、売買契約や消費貸借契約、質借契約上の権利、所有権などをめぐる紛争設例を素材とすることが考えられる。)において、攻撃防御方法を把握し、主張の分析・整理をすることができると。

【9】事実認定の対象事実(主要事実・間接事実・補助事実)を具体例に即して説明することができる。

【10】簡易な具体的設例において、事実認定の対象事実の構造(法的主張とこれを直接裏付け又は推認させる具体的事実の関係構造)の概略を説明することができる。

(参考)規範的要件の図(ブロックダイアグラム)
『新問題研究』108 頁(短期時効取得)、141 頁(即時取得)、146 頁(即時取得)、『改訂類型別』15 頁(瑕疵担保)、98 頁(一時使用)、100 頁(正当事由)、106 頁(信頼関係不破壊)、107 頁(一時使用、正当事由、信頼関係不破壊)、117 頁(即時取得)、131 頁(債権譲渡)、140 頁(債権譲渡)

采女博文(民法)

●「ロイヤリング実践セミナー2012」を開催 一鹿児島大学法科大学院の「法曹のキャリア開発」への取組一

鹿児島大学法科大学院の司法政策研究センターでは、平成 24 年 9 月 7 日から 10 日まで、司法修習生や若手弁護士を対象とした「ロイヤリング実践セミナー」を開催しました。このプログラムは、平成 20 年から実施していますが、今年は 7 名の修習生(一部参加 3 名を含む)と 1 名の若手弁護士が受講しました。司法修習生は、司法修習の選択型修習である自己開拓型プログラムとして公式にこのセミナーの受講を認められており、鹿児島大学法科大学院は司法修習の一部を担当することを認められた、日本で最初の法科大学院です。

ロイヤリングとは定訳がないのですが、相談や交渉、尋問などの相談者や依頼者、相手方とのコミュニケーションを中心として、法廷活動、法情報調査、それを踏まえた事務所運営や経営を幅広く法実践を指す言葉です。セミナーは、模擬法律相談、模擬交渉、実

「先生、謝らせたいんです!!」—「ロイヤリング実践セミナー2012」に参加して—

初めまして。新 65 期司法修習生の定山景と申します。此度、鹿児島大学法科大学院で行われたロイヤリング実践セミナーに参加させていただきました。その時に私が感じたことについてお話ししたいと思います。ロイヤリング実践セミナーでは、参加した修習生が 2 つのグループに分かれて、対立当事者役の二人にそれぞれ、模擬法律相談・模擬交渉を行い、紛争の解決を目指しました。今回の題材は、ペットの売買に関する紛争です。私は、買主側の弁護士として、模擬法律相談及び模擬交渉をさせていただきました。

ここまでお話しして、上記タイトルに戻るわけですが、私の依頼者は、ペットショップを譲りたせたいと伝えてきました。このように言われた時、ロースクールの生々皆さんはどのように考えるのでしょうか?ある程度法律を勉強してきた者であれば、法律上謝罪を要求する手段がないということが分かるはずですし、損害賠償の可能性など金銭による解決を考へるはずではなく、しかしながら、この依頼者はお金を求めるのではなく、謝罪をさせるよう弁護士にお願いをしているというのが、大いなる誤りであることが後になって判明するのですが...



セミナーの模様。(センター相談室での実際の法律相談を、ライブでマルチメディア教室にて視聴中。)

際の法律相談の実践とそのビデオ映像を活用したワークショップを内容として構成されており、司法政策研究センターと徳島大学の榎田美雄准教授を中心とする高等教育における臨床教育の在り方についての研究グループとの共同プロジェクトとして、社会学、医療、看護、都市計画、教育学、法学などの分野で実務家(高度専門職業人)養成に直接関係する立場にいる研究者が参加する、ダイ

私を含め、買主側の弁護士役を担当した修習生は、依頼者に満足していただくために、どのように相談に応じるかを非常に悩まされてしまいました。我々弁護士は、30 分の相談で、依頼者から 5000 円程度のお金をいただきます。依頼者からすれば高額です。それにも拘わらず、「法律上謝罪をさせることはできません」ということを伝えるだけで依頼者は納得するのでしょうか?案の上、依頼者にそのようなことをお伝えするとか、「何故でできないんですか?」「お店が悪いんですよ!」「なんで法律が無いんですか?」とまくし立てるように色々なことを言うてきました。私たちが、法律上謝罪させることはできないと伝えても、決して納得することはありませんでした。このような相談者がから相談を受けた場合、どのように対応すべきでしょうか?ロースクールの生々の皆さん考えてみてください。

私が、司法修習を行う過程で、弁護士の法律相談に立ち会わせていただく時、法律上の手段を講じても、依頼者の要求を満足させることができないような案件を見ることが少なくありません。しかしながら、弁護士としては、このような依頼者に対して満足してもらえらるサービスを提供することができよう最善を尽くす必要があります。この意味で、弁護士には法律の知識だけでなく、依頼者の話をきちんと聞くことや、依頼者を説得する技術など必要になってきます。

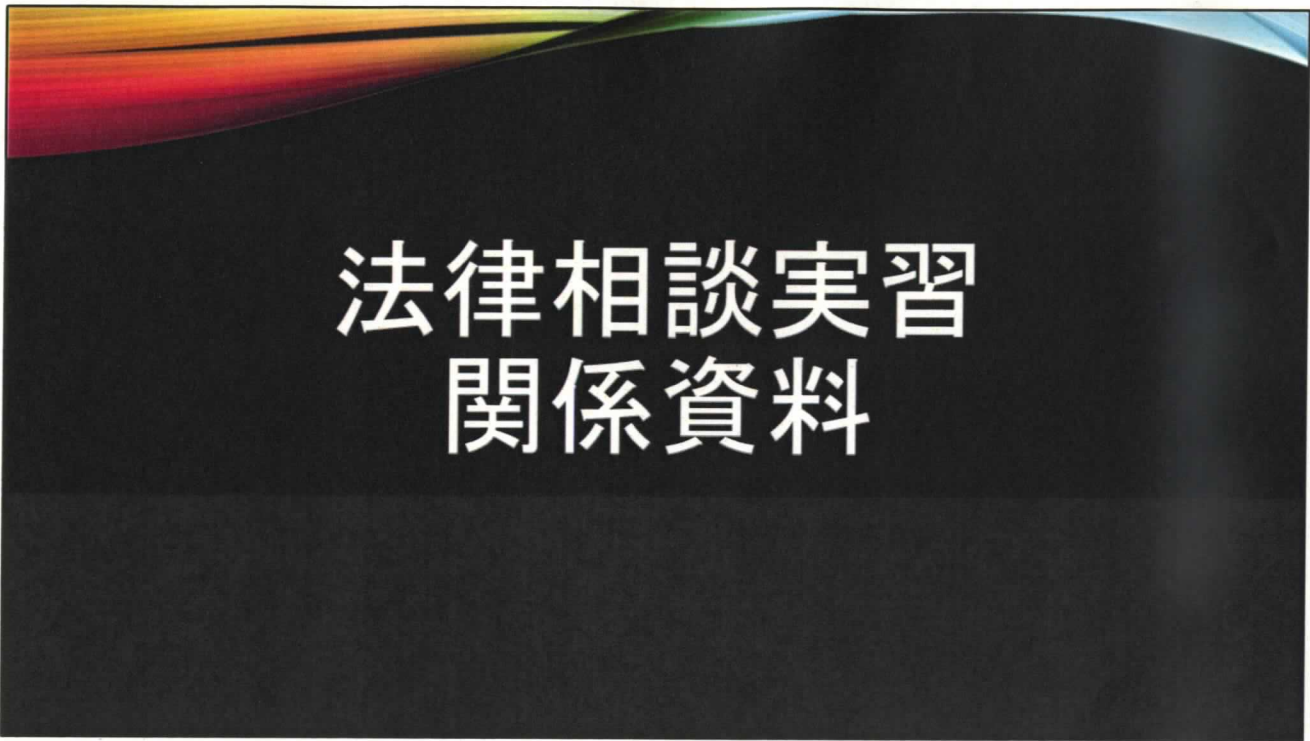
今回、このロイヤリング実践セミナーに参加させていただき、実際に自ら模擬法律相談・模擬交渉に携わり、そのことの大切さ・難しさを肌で実感することができました。また、間違ったことを伝えることのできない怖さを同時に実感することができました。司法修習では、法律相談に立会わせていただくことしかできませんので、このように主体的に模擬法律相談・模擬交渉を行わせていただき非常に勉強になりました。ロースクールの生々の皆さんも、機会があればこのような模擬法律相談・模擬交渉を行ってみたいと思います。日頃法律の勉強をしているだけでは、知ることのできない新しい発見があるはずです。

(新 65 期司法修習生 定山 景)

バーシティ・プロジェクトになっています。鹿児島大学法科大学院は、司法試験の合格はもちろん、法曹の生涯キャリアを視野に入れて、司法試験合格後のキャリア(職能)開発にも貢献できる法科大学院を目指しています。

米田憲市(法社会学・研究科長)

(制作:鹿児島大学法科大学院司法政策研究センター
編集:同センターコンポーザー 久木野大輔)



法律相談実習 関係資料

リーガルクリニックA(離島相談実習)実績表

年度	会場	日数	相談件数
平成16年度	屋久島	2	11
平成17年度	屋久島	4	37
平成18年度	種子島・屋久島	6	65
平成19年度	種子島・屋久島	6	70
平成20年度	種子島・屋久島	6	79
平成21年度	種子島・屋久島	4	38
平成22年度	種子島	2	24
平成23年度	徳之島	2	23
平成24年度	徳之島	2	44
平成25年度	徳之島	2	23
平成26年度	種子島	2	27
合 計		38	441

リーガルクリニックB(地方中核都市部)実績表

年度	会場	日数	相談件数
平成18年度	鹿児島市 (鹿児島大学 郡元キャンパス)	2	5
平成19年度		2	11
平成20年度		2	15
平成21年度		4	21
平成22年度		2	11
平成23年度		2	10
平成24年度		2	9
平成25年度		2	3
平成26年度		2	4
合 計		20	89

司法政策研究センター無料法律相談実績表

年度	会場	相談件数
平成21年度	鹿児島大学 司法政策研究センター	26
平成22年度		68
平成23年度		40
平成24年度		25
平成25年度		37
平成26年度		30
平成27年度		2
相談件数合計		228

※2015/06/06現在

2014年度 離島等司法過疎地における法律相談実習 実施要項

◆科目の趣旨

この科目は、鹿児島大学法科大学院では「リーガルクリニックA」、九州大学法科大学院では「リーガルクリニックⅡ」として開講される、離島等司法過疎地における法律相談実習を内容とする科目です。

法律相談の実施のプロセス、現地での運営、相談への臨席ほかを通じて、法実務の最前線から、司法制度のあるべき姿までの幅広いテーマについて学修します。

◆受講に際しての注意事項

下記をご理解いただいた上、受講・参加するようお願いします。

○受講に関する諸費用等について

受講にかかる費用は、自己負担になります。下記①～④の合計額が想定されます。これらには、運営の事情により、それぞれで支払ってもらう分と、同行する事務担当者に支払ってもらう分があります。

- ①現地までの旅費
- ②現地での宿泊費（朝、夕食代込み）
- ③現地での朝夕を除く食費、懇親会費など
- ④現地での移動のレンタカー・ガソリン代

○その他

- (1) 今回は、鹿児島大学5名、九州大学7名の受講が確定しています。他の大学の学生や、他大学の教員、実務家と合同のプロジェクトですので、不自由があると思いますがご協力下さい。
- (2) 宿泊は、自習時間における打合せが学修時間に計上されていることと、守秘義務の管理等の事情から指定宿泊先となり、こちらで手配します。
- (3) 宿泊室は男女別・数名以上(場合によっては10名以上)の相部屋ですが、フェリーなどでは、男女別でない場合もあります。個室や部屋割りなどの希望は受けることができません。集団行動になることをご理解下さい。
- (4) 集合場所までの旅程は自己手配です。
- (5) 相談担当の会場の希望は受けることができません。
- (6) (2) から (6) については、今後の連絡に十分注意を払ってください。
- (7) 法科大学院生教育研究賠償責任保険(Lコース)の費用を支払っていることと、後日用意される守秘義務等に関する「誓約書」への署名捺印とその提出が求められます。

◆カリキュラムの概要

カリキュラムの基本的な流れは、1月20日現在、下記の通りとなります。

○事前指導

1月20日(水) 各大学遠隔講義教室 マルチメディア教室

担当：米田教授

- ・種子島の地勢的事情(屋久島/徳之島の地勢的事情との比較)
- ・種子島の司法制度の事情：裁判所，法律家(屋久島/徳野島との比較)
- ・日程説明と現地調査について
- ・守秘義務等に関する問題
- ・リーガルクリニックAの実現までの諸作業：事前準備，広報，予約体制など
- ・リーガルクリニックAにおける授業の狙いと成績評価方法
- ・予約事案の情報提供と検討
- ・法律相談の受け方：会場の設営の考え方，相談技法
- ・事件報告書の記載方法
- ・検討会の実施方法
- ・現場での移動，実施体制の確認

○現地実習概要

前日朝第1便夕方のジェットfoilで出発します

1日目：午前9時頃 現地着

相談会場下見/裁判所見学/現地視察/検討会準備

夕方 事前検討会(午後7時00分から21時00分)

2日目：朝9時ごろから午後3時ごろまで 相談会 1相談室 4～5件

午後4時より7時00分 事案検討会

3日目：朝9時ごろから午後3時ごろまで 相談会 1相談室 4～5件

午後4時より7時00分 事案検討会

午後7時から 事後検討会

4日目：現地フィールドリサーチ ジェットfoil 最終便帰路

○報告書・レポートの提出

現地実習の次の月曜日を締切として、検討会を経て清書した報告書と出された課題についてのレポートの提出があります。

◆成績評価

成績の評価は、(1)実習の評価と(2)レポートの評価によって行われます。

(1) 実習の評価(70%)

実習の評価については、①事前学修の程度、②現場でのパフォーマンス、③検討会でのプレゼンテーション、④報告書の出来映えの4項目に注目して、事件ごとに担当の弁護士が総合的に評価します。複数の事件を担当した場合は、その平均を取ります。

(2) レポートとエッセイの評価(30%)

指定された課題についてのレポート(25%)とエッセイ(5%)を評価します。レポート課題の内容は、本科目の趣旨のもとでの事前学修や実習の成果を踏まえて設定されるものであり、実習後に明らかにされます。

◆実施スケジュール

【種子島】2月13日（金）から2月16日（月）

○参加者

教 員／弁護士：松下教授（鹿児島大学）、白鳥教授（鹿児島大学）、本木准教授（鹿児島大学）、坂元准教授（鹿児島大学）、村山弁護士（鹿児島大学）、宮路弁護士（鹿児島大学）、米田教授（鹿児島大学）、南准教授（鹿児島大学）、七戸教授（九州大学）、飯准教授（専修大学）、小佐井准教授（愛媛大学）、草鹿教授（京都産業大学）、大山准教授（香川大学）、溝渕准教授（香川大学）、鮫島弁護士（白鳥法律事務所）、西村弁護士（あさかぜ法律事務所）小久保修習生、島田修習生ほか

学 生：鹿児島大学法科大学院（5名）

九州大学法科大学院（7名）

○集合場所：鹿児島本港南埠頭 種屋久高速旅客ターミナル
<https://www.tykousoku.jp/dock/kagoshima.html>

	学生番号	氏名			運転 の可	宿所	部屋 割り	13日	到着 時間	夕食	14日	会場	夕食	15日	会場	懇親会	16日	出発 時間
2	鹿児島大学		学生	F	×	珊瑚礁	3	トッピー	9:00	○	1	西之表	○	1	南種子	○	トッピー	16:45
5	鹿児島大学		学生	M	×	珊瑚礁	1	トッピー	9:00	○	1	西之表	○	1	南種子	○	トッピー	16:45
7	九州大学		学生	F	×	珊瑚礁	3	トッピー	9:00	○	1	西之表	○	1	南種子	○	トッピー	16:45
10	九州大学		学生	M	○	珊瑚礁	2	トッピー	9:00	○	1	西之表	○	1	南種子	○	トッピー	16:45
3	鹿児島大学		学生	M	×	珊瑚礁	2	トッピー	9:00	○	2	中種子	○	2	西之表	○	トッピー	16:45
4	鹿児島大学		学生	F	×	珊瑚礁	3	トッピー	9:00	○	2	中種子	○	2	西之表	○	トッピー	16:45
8	九州大学		学生	M	○	珊瑚礁	2	トッピー	9:00	○	2	中種子	○	2	西之表	○	トッピー	16:45
12	九州大学		学生	M	×	珊瑚礁	2	トッピー	9:00	○	2	中種子	○	2	西之表	○	トッピー	16:45
1	鹿児島大学		学生	M	×	珊瑚礁	1	トッピー	9:00	○	3	南種子	○	3	中種子	○	トッピー	16:45
6	九州大学		学生	F	×	珊瑚礁	3	トッピー	9:00	○	3	南種子	○	3	中種子	○	トッピー	16:45
9	九州大学		学生	M	×	珊瑚礁	1	トッピー	9:00	○	3	南種子	○	3	中種子	○	トッピー	16:45
11	九州大学		学生	M	○	珊瑚礁	1	トッピー	9:00	○	3	南種子	○	3	中種子	○	トッピー	16:45

※ 運転者などの事情で、班編制が事前指導時より変更されています。

○日 程（予 定）

◇2月13日（金）

7時集合

7時半出発 111便

9時10分 西之表港 着 レンタカー確保

10時00分 中種子町会場（中種子町コミュニティ防災センター）視察
 : 会場設営確認

10時45分 南種子町役場（南種子町研修センター）

12時00分～13時15分 昼食（ホテルニュー種子島）

13時30分～14時00分 種子島簡易裁判所見学

14時15分 西之表会場（青少年ホーム）：会場設営確認

15時00分 種子島総合開発センター（鉄砲館）

17時00分 宿舎着 入浴・食事・検討会準備

19時00分～21時00分 事前検討会（青少年ホーム）

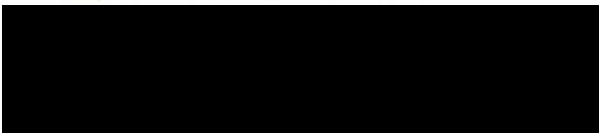
◇2月14日(土)／2月15日(日)
・相談スケジュール

		9:30	10:30	12:30	13:30	14:30	15:30	
2月14日	西之表	白鳥	本木	白鳥	本木	白鳥	(本木)	1
	中種子	鮫島	松下	村山	鮫島	松下	(村山)	2
	南種子	坂本	宮路	坂本	宮路	(坂本)	(宮路)	3
2月15日	西之表	坂本	宮路	坂本	宮路	坂本	(宮路)	2
	中種子	白鳥	本木	白鳥	本木	白鳥	(本木)	3
	南種子	鮫島	松下	村山	鮫島	(松下)	(村山)	1

- ・16時00分から青少年ホームで検討会
- ・18時30分から夕食(珊瑚礁)
- ・20時00分から事前検討会
- ・15日夜は20時から懇親会

◇2月16日(月)

- ・16時00分 集合確認
(ドライバーは、メンバー、荷物を下ろした後、給油し車を返還の上、集合。)
給油時の領収証を提出して下さい。
- 125便 16時45分 西之表港発 18時40分 鹿児島本港南埠頭着
- ・解散



◆班編制と担当

○班編制：上記の表参照(仮)

※場合によっては、変更され1日目と2日目と異なるので今後の情報に注意
1日単位で別な弁護士の先生の担当になるよう、相談順を決めて下さい。

○相談時の形

担当については、弁護士に臨席する主担当と、後ろでメモを作成する助手を決めて下さい。交互に担当するとよいと思います。残り的人や待ち時間は報告書を作成しながら、受付・報告書作成作業を行います。

○移動について

弁護士・他大学の先生方の送迎は学生のみなさんをお願いします。それを考慮して移動計画を立ててください。

◆当日への準備

○荷物の運搬とお願い(主として鹿児島大学の学生)

ノートPCは、必須です。絶対忘れないように。

①鹿大の学生は、プロジェクタとプリンタを持っていてもらいます。前日渡しますので、現地での扱い、持ち帰りなど、担当を決めて、責任を持って管理して下さい。

②宿泊先は、寝間着や洗面関係のサービスはないと思って下さい(少しありますけど)。よって、寝間着、歯ブラシやタオル、ドライヤーなどは持参して下さい。ただ、同時に使うと電源が心配です(苦笑)。

③全員がPCを使うには、どの場所もコンセンタが足りません。については、たこ足コードを各自で持参してください。

④宿舎では、ネット環境があるのは一部です。他の客がいた場合、公共の場所になりうるので、礼儀正しく、協力し合って行動しましょう。

⑤他の班との連絡を取りやすいよう、携帯電話の番号など、事前に情報交換をしておいて下さい。

⑥宿舎では、入浴設備が小規模です。協力して順次使う工夫をして下さい。

○費用の支払いについて

費用については、事務担当者が随行し、その担当が一括で集めますので指示に従って下さい。事後に精算して返金します。

概算	高速船	1万5千(往復)
	宿	8千×3(含・朝夕)
	初日昼食	1千
	懇親会費	3千
	博物館入場料	5百円 など

高速船は学割になるので、学割証明書2通を持参。

2日目、3日目の昼食は各自負担です。

○担当事件の予約状況

予約状況は、現在いろいろ工夫しています。情報管理上、ある分については、前日17時以降に、残りは出発当日15時に予約票を提供します。

○割振りと下調べ

・事件について

予約票を下に、前日夕方に担当割りを決めて、初日の事前報告会に向けて下調べをしてください。

・簡易裁判所での質問事項

簡易裁判所での質問事項を必ず各自用意してください。特に、簡易裁判所が徳之島で果たしている役割・機能や司法アクセスの観点からの状況を浮き彫りにしてください。そのため鹿児島における裁判所や裁判官の配置、簡易裁判所の役割や意義や、他の土業の状況、徳之島の交通事情やその他の社会・経済事情を、十分な下調べをしてください。最終レポートの課題として重要な作業になります。

○参考文献

・司法過疎についての一般的概況については、シラバス・システムの資料を参照。

上田國廣ほか「特集：ポスト「ゼロ・ワン」における司法政策に学ぶ」法学セミナー1月号の各論文

米田憲市「離島等司法過疎地における法律相談実習－鹿児島大学法科大学院の取り組みから（特集 臨床法学の課題と展開）」自由と正義723号 pp.63-65 (2009)

小佐井良太「司法過疎地における法律相談：鹿児島県島嶼の事例より」法社会学第76号 (2012)

・法曹倫理、法律相談の技法については、前田教授の授業資料のほか、「法情報論」で配布した参考資料、その他関係文献を探して、それぞれに準備すること。ロイヤリング、法律相談などの技法を扱っている書物に注意を払うこと。

それ以外に、下記のようなものが資料室にあるはずです。

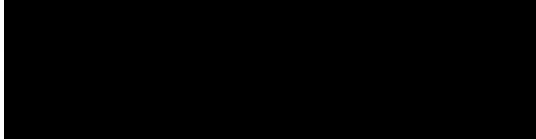
中村芳彦・和田仁孝『リーガル・カウンセリングの技法』（法律文化社・2006）

名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義－弁護士法律相談/調査/交渉・ADR活用等の基礎的技能』民事法研究 (2004)

菅原郁夫・岡田悦典・日弁連法律相談センター面接技術研究会編著『法律相談のための面接技法－相談者とのよりよいコミュニケーションのために－』商事法務

(2004)
加藤新太郎編『リーガル・コミュニケーション』弘文堂 (2002)
飯島澄雄ほか『実践 民事弁護の基礎－訴え提起までにすべきこと』レクシス・ネ
クシス社 (2008)

◆問い合わせ先
鹿児島大学法科大学院 教授 米田 憲市



鹿児島大学法科大学院と鹿児島県弁護士会所属弁護士による

無 料

法律相談



(無 料・予約優先)

困りごとや心配ごと、弁護士に相談しませんか。

貸したお金や売掛金、離婚や相続・扶養・親権など家族のこと、借りている土地や家・貸した土地や家のこと、土地の境界のこと、悪質商法の被害、商売上の契約やトラブル、職場でのめごとや雇用の問題、事故後の処理や紛争、裁判や弁護士の費用のことなど、この機会に是非ご相談下さい。

【2月14日・15日 会場など裏面参照】

予約連絡先：鹿児島大学法科大学院（担当：牟田部・牛鼻）

099-285-7569

099-285-3905

（土日・祭日を除く午前9時から午後5時まで）



ご理解・ご協力をお願い：この法律相談会は鹿児島大学法科大学院の学生の実習授業をかねて実施されるものです。相談に際しては弁護士のほか、大学の教員や学生が臨席させていただくことがあります。また、ご相談いただいた内容については、匿名化など個人情報や事案の固有性への対応をした上で、事例として教育上の検討の素材とさせていただくことがあります。ご相談いただいた件については、弁護士が責任を持って回答いたしますので、趣旨をご理解の上ご協力いただきますようお願いいたします。

法科大学院とは……平成16（2004）年に設立された弁護士、検察官、裁判官といった法律の専門家（法曹）を育てるための専門大学院です。

種子島 無料法律相談

◆会場と日程◆

	14日 (土)	15日 (日)
【西之表市】 西之表市 勤労青少年ホーム	○	○
【中種子町】 中種子町 防災センター	○	○
【南種子町】 南種子町研修センター 2F会議室	○	○

(※居住地以外の会場を選択することもできます。)

◆予約の方法◆

裏面の【ご理解・ご協力をお願い】をご了解いただいた上で、(1)～(3)いずれかの方法でお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：鹿児島大学法科大学院
法律相談予約担当 (牟田部・牛鼻)

(1)電話による予約

099-285-7569
099-285-3905

休日を除く月曜から金曜、午前9時より午後5時までで応対いたします。

(2)FAXによる予約申込

下記の事項を記入の上、

099-285-7600

に送信してください。24時間受付。

- ・氏名 (相談に来る本人)
- ・連絡先電話番号
- ・相談希望会場
- ・相談希望日時 (午前9時から午後2時台)
- ・相談の概要 (省略可)

※折り返し(1)の時間帯に、当方よりお電話させていただきます、確認の上で予約を確定します。

(3)電子メールによる予約申込

下記の事項を記入の上、

< ls_support@leh.kagoshima-u.ac.jp >
(※メールアドレスの頭文字“l”は、アルファベットの“エル” (半角・小文字) です。)

に送信してください。24時間受付。

- ・氏名 (相談に来る本人)
- ・連絡先電話番号
- ・相談希望会場
- ・相談希望日時 (午前9時から午後2時台)
- ・相談の概要 (省略可)

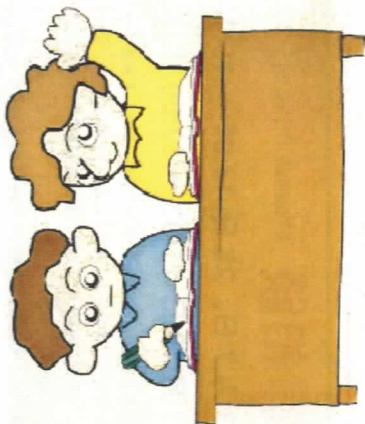
※折り返し(1)の時間帯に、当方よりお電話させていただきます、確認の上で予約を確定します。

※電子メールやFAXのみでの相談や予約は※
※お受けできません。※
※あしからず、ご了解下さい。※

鹿児島大学法科大学院司法政策研究センター

法律相談

無料



困りごとや心配ごとにも 弁護士 が助言いたします。

貸したお金や売掛金、離婚や相続、扶養、親権など家族のこと、借りている土地や家・貸した土地や家のこと、土地の境界のこと、悪質商法の被害や取引や契約のこと、事故後の処理や紛争、裁判や弁護士の費用のことなど、この機会に是非ご相談下さい。

平成26年11月15日(土)・16日(日)
午前10時00分～午後3時00分
(無料・予約優先：先着10件を予定)

【場所】鹿児島大学郡元キャンパス総合教育研究棟

【予約連絡先】鹿児島大学法科大学院

099-285-7569

099-285-3905

担当：牟田部/牛鼻 (土日・祭日を除く午前10時から午後4時まで)
ls_support@leh.kagoshima-u.ac.jp

予約優先です。事前にご連絡下さい。



ご理解・ご協力をお願い

この法律相談は、学生の学習をかねて実施されるものです。相談に際しては弁護士のほか、大学の教員や学生が随席させていただきます。また、相談いただいた内容については、匿名化など個人情報や事案の固有性による特定ができません。また、事例として教育上の検討の素材とさせていただきます。ご相談いただいた件について、弁護士が責任を持って回答し、守秘義務も遵守いたしますので、趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。



3月の鹿児島大学

KAGOSHIMA UNIVERSITY
追風の気風にあふれる総合大学
鹿児島大学広報センター 電話 099-285-7035



保健管理センター がんセンター がんセンター

鹿児島大学 宇野リジリール博覧会

大学院理工学研究科 先端科学特別講義（公開講座）
＜日時＞3月20日（金）10時～12時半
＜場所＞鹿児島大学元キャンパス 農獣医学部101教室

■超小型衛星による宇宙通信への挑戦
鹿児島大学工学部 教授 西尾正則先生

情報通信技術「2030年におけるグローバルな課題解決と
情報通信技術の新たなパラダイム」
東京大学名誉教授 坂内正夫先生



第47回 生産物展示即売会

日時：平成27年4月4日（土）のみ
9:00～16:00
場所：鹿児島大学農学部附属農場（郡元キャンパス）

主な展示品
精白米・黒米・大豆・野菜・果物・牛肉
野菜苗・花苗・果樹苗・観葉植物等

※入場無料ですがご来場の際は、ご協力をお願いします。
※マイバッグの持参に、ご協力をお願いします。
※駐車スペースに限りがございますので、公共交通機関のご来場をお願いします。

お問い合わせは
鹿児島大学農学部・共同獣医学部等総務課
農産課 電話：099-285-8770
農産課 電話：099-285-8770

＊農学部花壇ボランティア募集＊

活動期間：平成27年4月～平成28年3月
活動場所：農学部共通棟玄関横（長さ20m、幅2.45mの花壇）
活動内容：花苗の植え付け、草取り、水やりなど花壇の管理

詳しくは鹿大ホームページで

<https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ad.html>

for women's health

女性の健康週間 公開講座 あしたをもっと健やかに ～中高年からの“いきいきライフ”～

2015.3月8日（日） 鹿児島県医師会館 4F大ホール
13:00～15:00（開場12:00）

日本産科婦人科学会と日本産婦人科医会は、産婦人科医が女性の健康を生涯にわたって総合的に支援することを目的し、3月3日～9日の期間を「女性の健康週間」と定め、国や地方公共団体、関連団体が一丸となり、さまざまな活動を展開しています。

○主催：鹿児島大学産婦人科
○共催：鹿児島県産婦人科学会、鹿児島県産婦人科医会
○後援：大分県産婦人科医会、鹿児島県産婦人科医会、鹿児島県産婦人科医会、鹿児島県産婦人科医会

申込先 鹿児島大学産婦人科「公開講座」係
電話：099(265)0507

3月18日～3月22日

第62回 日本生態学会鹿児島大会

生態学会活動の一環として、一般の方々に開放される公開講演会も行われます。参加費は無料です。
講演者が執筆した図書「エコロジー講座8 南西諸島の生物多様性、その成立と保全」を、非会員を優先して先着300名様にご呈呈します。

演目 「南西諸島の生物多様性、その成立と保全」
日時 3月22日（日）13:00～16:30
場所 鹿児島大学元キャンパス 教育学部101講義室



■応募締切 平成27年3月31日（火）
■お問合せ 農学部・共同獣医学部等総務課
099-285-3593（土日祝を除く）

第3回公開シンポジウム
先進医用ミニボタの開発と
前臨床研究拠点形成プロジェクト
～ボタの医用動物への展開～

研究成果の
実用化を
目指して

日時：平成27年3月24日（火）
13:00～18:00（受付開始12:00）
参加無料
場所：鹿児島大学 医学部附属病院1階 101講義室
（鹿児島大学元キャンパス内） 鹿児島市中央1丁121-40



第8回 耳の日 ならびに アレルギー週間公開講座

日時：平成27年3月7日（土）13時00分～14時10分
会場：キャンセ7階（鹿児島中央駅前ダイエー上）
よかセンター 第1会議室（鹿児島市勤労者交流センター）
一般市民が対象です。参加費無料（ただし整理券が必要となります）
※別紙の方にともにも間にえやすいように種別を準備しております。

申し込み先 お問い合わせ

受付期間 1月26日（月）より受付開始 受付時間：平日10:00～17:00
鹿児島大学病院 耳鼻咽喉科
〒890-8520 鹿児島市桜ヶ丘5丁目35-1

TEL 099-275-5409 FAX 099-264-8296
E-mail: ent@mem.kufm.kagoshima-u.ac.jp

法律相談

予約連絡先 099(285)7569

・3月7日、28日 13:00～15:00
・3月19日 15:00～17:00

◇ご理解・ご協力をお願い◇ 教育活動の一部として実施するため、相談を受けるに当たり、ご理解・ご協力をいただくことがあります。詳細は予約時に説明いたします。多くの皆様にご利用いただき、ご要望に添えたい場合がありますことをご了承ください。



鹿児島大学 広告 検索

KULS ニュースレター No.5

INDEX

- 新司法試験とリーガルクリニックとの架け橋
- 平成21年度新司法試験論文式試験 ～公法系科目憲法分野
- “連載” 裁判員裁判傍聴記 -第3回(上)-

- 新司法試験とリーガルクリニックとの架け橋 ●

屋久島に続いて、平成22年2月26日から3月1日にかけて、種子島でもリーガルクリニックが行われました。私は、弁護士2年目とまだ未熟者ですが、27日28日の両日、3つの会場のうち西之表会場での法律相談（合計9件）を担当させて頂きました。法律相談、事前検討会、事後検討会のみならず、学生の皆さんと同じ宿に泊まり、折に触れているというお話もさせて頂きました。

その中で、私は、今回リーガルクリニックを受講された学生の皆さんが来年5月の新司法試験を受験され、将来、実務家となって活躍していく（今回のリーガルクリニックを受講して、種子島のような弁護士のいない司法過疎地で活躍したいと考えた方も少なからずいらっしゃると思います。）という道程を歩まれていくことを考えたとき、私はこのリーガルクリニックから学生の皆さんに何を学んでもらえばよかったのだろうか、どんなことを総括として申し上げれば学生の皆さんの今後の役に立つのだろうか、と考えるようになりました。その一つの答えとして、理論と実務の架け橋ならぬ、新司法

に頼るよりは条文にあたったほうが確実だと思っています。）その法的効果を導くための要件が何なのか、事実を聞き出すにあたって文書を解釈しておく必要はないか、などと思いを進めていくことで、法的解決ないし法的判断に必要な事実として何を聞き出さなければならぬかは自ずと見えてくるように思います。

2 リーガルクリニックと新司法試験の違い

リーガルクリニックの法律相談と新司法試験は、いずれも一定の時間内に法的問題解決ないし法的判断を回答しなければならぬという点では同じです。

逆に何が違うかといえば、事実が確定しているかどうかの違いです。当事者の言い分だけを聞いて、しかも、それほどしっかりとした証拠書類もない中で、ある程度の回答を求められるのが法律相談だと思います。これに対して、新司法試験の論文の問題では、問題文の中で確定した事実が与えられており、これを前提に、法的解決ないし法的判断及びそこに至る法的思考過程を示すことが求められています。すなわち、法律要件のあてはめにして使う事実が問題文によって与えられ確定しているのが新司法試験、あてはめにして使う事実が相談者から必ずしも与えられずとは限らず、これを自分で聞き出す必要がある、かつ、その聞き出した事実もある程度不確定であるのが法律相談といえるのではないのでしょうか。

3 リーガルクリニックの活かし方

リーガルクリニックでは、市民の皆さんが抱える様々な法的問題が様々な法律・条文の対象となって現れていったと思いますが、現時点で学生の皆さんが押さえておかなければならないのは基本7法+選択科目です。ですから、今、試験科目以外の科目について掘り下げて勉強する必要はないと思います。他方で、基本7法+選択科目に絡んだ相談については、今一度、自分の思考順序は当を得ていたのか、法的知識・法的理解は充分だったのかという点を振り返って検討してみてください。

連載

● 裁判員裁判傍聴記 ●

- 第3回(上) -

第3日目 (2009年11月26日 午後3時30分開
延 602号法廷)

儀式から語る場へ

真価、問題点これから

3日目。評議が長引いたため、30分遅れで開廷した。どんな議論をしたのだろうか。2日目までよりもフォーマルな服装を選んだ裁判員の姿から、裁くことの重みが伝わる。裁判員は、文案を読み上げるのではなく、話し言葉で語り聞かせるように、判決を言い渡した。判決理由は、量刑のポイントだけを簡潔に示しており、そこから評議の苦悩はうかがえなかった。こうして、鹿児島地裁の一番長い日が終わった。

この事件では、共犯者から犯行を命じられた被告人が、それを断ることができなかったかどうか争点となった。合理的な物の考え方をすれば、警察に駆け込むなり、逃げ出すなりして犯行を避けることは容易だ。しかし、人は常に合理的な判断をしなから生きていくわけでもない。では、人はどんな状況があるときに、そのような不合理な行動をとってしまうのだろうか。まさに、市井に暮らす「普通の人々」の経験と想像力を駆使して判断するのにはふさわしいテーマだった。

刑事裁判の風景は、見事なまでに一変した。もちろん、法廷を取り囲むIT機器、被告人のネクタイ、奇妙なスリッパ、裁判員の入廷前に外される手錠...といった外形形だけではない。検察官と弁護人の訴訟活動そのものが、大きく様変わりしたのである。液晶モニターを用いて現実に訴えながら、要点を絞って簡潔に行われる冒頭陳述や弁論が象徴的だ。単に法律知識がない人に理解してもらうためのテクニクが導入されただけではなく、検察官や弁護人は、紙の上ではなく、法廷というリアルな空間の中で、人に向かって語りかけ、人の理解や共感を求めて活動することになった。つまり、法廷は、かつてのような儀式的な場ではなく、豊かなコミュニケーションの場へと、その本質を大きく変えようとしたのである。

(下につづく)

中島 宏 (刑事訴訟法)

(南日本新聞 平成21年11月27日朝刊)

そして、実務を体感された今だからこそ、多くの皆さんが将来なるであろう法律実務家がおこなっている作業のうち、法科大学院生に求められているのがどの部分までなのか、法科大学院を卒業して、新司法試験に合格して、司法修習を経て、実務家になるという一連の法曹養成システムの流れの中で、今、自分に求められている能力がどこまでなのかを俯瞰的にもしくは逆向きから見てみることでできるのではないでしょう。

その上で、新司法試験の過去の問題を解いてみると（ヒアリングもちゃんと読んで下さいね。）、また新たな発見があるかもしれませんよ。

4 雑感

その他、今回のリーガルクリニックを通して、感じたことを雑感として最後に述べておきます。

（1）学生の皆さんが作成された事後検討会の文章ですが、もう少し読み手を意識して、どうしたら読みやすくなるかを工夫されたほうが良いように思います。5W1Hを意識しつつ、時系列に沿って書く、法的思考過程の流れに沿って書くなど、一貫した流れを示すことで読みやすい文章になると思います。自分が頭の中で考えたことを相手に的確に伝えられる表現力・文筆力は、新司法試験においても、その先にある実務においても重要な能力だと思います。この能力を磨くためには、自分の書いた文章を人に読んでもらい、批判してもらったのが一番良いと思います。

（2）法律相談も新司法試験も相手との対話です。法律相談は、相談者から相談を受けてその相談に答えるためのものであり、学生が質問するのためのものではなく（もちろん課題との関係はありますが）、学生が法律論を振りかざすためのものでもありません。ケースにもよりますが、相談者が望んでいないこと、相談していないことに関連する事実まで掘り葉掘り聞いたり、相談していないことまで余計に回答する必要性は少ないように思います。同じく新

司法試験も、出題者の出題に回答するためのものであって、出題者が求めていることまで回答したり、受験生が勝手に事実を付け足したり差し引いたりしてよいものではなく、また受験生が法律論を振りかざすための場でもありません。法律相談でも、新司法試験でも、相手が何を望んでいるのかを汲み取り、これに的確に答えることが大事だと思います。問題解決・法的判断のために、何をどこまで考えて述べるのか、事実をどこまで拾うのかをしっかりと考える必要があるという点も、法律相談と新司法試験で共通していると思います。

（3）学生の皆さんとお話をしていると、まだまだ法律知識が曖昧な点が多く、基本科目といえど、有機的な理解が成されていないように思われました（人のことは言えませんが…）。択一レベルの問題については、即座に回答できるように理解を深め、繰返し訓練しておく必要があるのではないのでしょうか。

（4）いろいろな偉そうに書きましたが、学生の皆さんが一生懸命に頑張っているのがわかりましたので、あえて厳しく書かせて頂きました。正しい方向に適切に努力すればきっと道は開けると思っています。来年の9月に、学生の皆さんと一緒においしいお酒が飲めるのを楽しみにしています。

村山大輔（弁護士：非常勤講師）

●平成21年度新司法試験論文式試験 一公法系科目・憲法分野についてー

■複雑な権利の対立を扱った問題がでる傾向
この問題は、最先端科学研究に関連して学問の自由の限界を問うたもので、遺伝子治療に関する研究中止の処分等ができるかどうか設問1の争点です。設問2では、家族への個人情報提供が規則違反にあたるかどうか、違反を理由とする停職処分が無効かどうか争点になります。いずれも最近、実際に論議になっている憲法問題です。しかもどちらにもそれぞれ憲法上の言い分がある複雑な権利の対立関係となつて

いることが特徴です。ここ4回の新司法試験論文式問題（憲法）をみると、昨年のインターネットのフィッシングの問題、一昨年の煙草の害を伝える広告の掲示をタバコ会社に義務づけることの憲法上の是非についての問題など同じような問題が出されています。

そういう点では、試験問題そのものをどう解くかという問題以前に、こうした実際に起きている最近の複雑な憲法問題としてのどのような問題・憲法上の争点があるのか、日頃から新聞などにも目を通して、社会的観察力・問題関心を養っておくことが必要です。

■X教授の主張・Y大学の主張をしっかりとらえよう

答案作成上のアドバイスについて、詳しくは『別冊法学セミナー 新司法試験の問題と解説 2009』（日本評論社）や『受験新報』（2010年1月号）の特集「新司法論文式対策 憲法合格答案の書き方」をよく読んでみてください。ここでは、簡単なアドバイスのみを示します。

設問1は、Xに対する研究中止命令の根拠となっているY県立大学医学部審査委員会規則8条の合憲性が争点です。こういう規制の場合は（i）法令違憲と（ii）適用違憲（規則そのものは違憲とはいえないけれど、Xの事例に適用する範囲で違憲）の主張をXとしては考えうる構成にしたらかうか。

Y大学側の主張としては、学問の自由といえども、個人の生命・身体等を害する内容であるときは内在的制約を受け、大学は研究を管理する責任主体として中止命令等を行うことは許されるので、中止命令は学問の自由に違反しない、という構成がいいでしょう。またY大学は予備的主張としては、この中止命令は、大学内の自主的な規律として行うものであり、大学の自治にまかされているので、司法権の対象とはならないという主張もできるでしょう。

「あなたの自身の結論及び理由」では、自分の結論が規則8条を違憲と考えるのか、合憲と考えるのか、そのどちらの結論をとるか、最初

に大体決めて、その理由を構成してみるのが書きやすいのではないかな。

その争点を把握した上で違憲審査基準をたてて、本件への「あてはめ」していく。「あてはめ」は、問題文の中から重要だと自分が思った事実を最大限動員して説明しましょう。高得点を目指すには、ここでいかに「法的思考」を展開できているか（「法的思考」をしたかを採点者に印象づけることができるか）です。

■憲法上の論点を明確にできるかが重要

設問2は、遺伝子保護規則6条違反でXは停職処分を受けたが、研究・治療の過程でCに依頼されてC及びその家族の個人情報を提供したことが憲法上許されるかどうか問題になっていきます。憲法上の論点をどれだけ明確に把握できているかが得点に影響でしょう。

Xの主張：Xに対する停職処分はなんら規則に反する行為を伴っておらず、Xの憲法23条を侵害している。

Y大学の主張：Xの措置は、家族からは同意を得ていない以上、保護規則に違反し、家族の自己情報コントロール権を侵害している。Cに対する提供も規則では「疾病の原因となる遺伝子情報」に限定しているにもかかわらず「すべての遺伝子情報」を提供したことは、Cの自己情報コントロール権を侵害している。

また予備的主張になりますが、第三者所有物没収事件最高裁判例が示しているところであるがY大学は第三者であるCの家族の権利侵害を理由に争うことができるという主張も述べておく印象がいいでしょう。

「あなたの自身の結論及び理由」では、Cおよび家族の自己情報コントロール権をXの研究・治療が侵害したかについて、設問1と同様に審査基準をたてて、「あてはめ」を詳しくして、論じるといいでしょう。

小栗 實（憲法）



KULS ニュースレター 第 6 号

INDEX

【リーガルクリニック 特集】

- 離島等司法過疎地における法律相談実習
ー平成 21 年度実習の概要
- 屋久島の司法事情とクリニックの意義
- 気付いたり、予想と異なった点
- 司法サービス供給体制の検討

● 離島等司法過疎地における法律相談実習 平成 21 年度実習の概要

鹿児島大学法科大学院の必修科目「リーガルクリニック A」は、弁護士過疎地と呼ばれる地域に出向いて合宿形式で開講し、弁護士と共同して市民が抱える法律相談への第一次的な対処方法についての助言をおこない、これを通じて、法律問題に解する感受性を涵養し、法律実務が必要とされる相互行為のリテラシーをはぐくむことを目的としている。本年度は平成 22 年 2 月 9 日に事前指導を行い、2 月 19 日から 22 日に 7 名の学生で、屋久島(尾之間、安房、宮之浦、一湊)で 15 件、2 月 26 日から 3 月 1



種子島西之表市の相談会場の風景：相談者席には、野田九州大
学教授に座っていた。いた。

日まで9名の学生で、種子島(西之表市、中種子町、南種子町)で 24 件の相談を受けた。

実習には、実務家教員である前田総教授、松下良成教授、白鳥努教授の他、鹿児島県弁護士会から木山井護士(元教授)、若手の村山大輔弁護士、正公健一朗井護士に指導弁護士としての支援を受けた。また、九州大学の山田國廣教授、野田進教授、高平奇恵助教、同志社大学の川島四郎教授、静岡大学の藤本亮教授、宮下修一准教授、弘前大学の飯孝行准教授、愛媛大学の小佐井良太准教授、井護修習中の司法修習生1名が指導弁護士の理解のもと、司法過疎地の法律相談事情の視察として参加され、検討会での議論にも参加いただいた。

本号では、提出された報告書や法サービス供給体制を主題とするレポートと、同時に提出を求めたニュースレター用の感想文の中から、相談者のプライバシー保護のために、一部学生の記載を変更した上で、いくつかを紹介する。
(授業担当教員：米田 憲市教授)

屋久島実習の経緯から 屋久島の司法事情とクリニックの意義

(1) 今回リーガルクリニックAを履修して、最も印象深かった事は、①離島の司法事情と、その中で生活する住民の生活実態を肌で感じる事が出来た事、②法律相談を受ける弁護士の方、まさに職人芸ともいえる仕事の目の当たりにできた事、である。

(2) もともと鹿児島県出身の私にとつて、屋久島はかつて1度家訪れた事のある観光地としての印象しかなかった。ところが、今回、屋久島の司法事情及び、法律相談のためにこの地を訪れた今回では、屋久島はまるで違った側面を見る事が出来た。

初日の簡易裁判所を見学した際には、あまり使われておらず、やけに真新しい設備が、住民と裁判所との距離がいかに遠いものであるかを痛感させられたし、相談者の相談後の大満足した表情を見て、かえっていかにこの土地の法サービスの供給体制が貧弱なものであるかを反映していたように思えた。

(3) 一方で、相談者の相談を受ける弁護士の先生方の事実の引き出し方や、相談者の疑問にわかりやすく丁寧にも、しかも無駄なく答えている姿は今後の学習のうえでも大変参考になったし、感動すら覚えた。まさに相談者との真剣勝負といった様相で、私は、前もって用意していた自分の質問を行うのがややとといった状況だった。

4 今回の経験を通じて、法サービス供給体制は、弁護士などの専門職によって行われるものが全てではなく、私たちが法科大学院生が行う今回のような実習での報告が、屋久島のような離島の法サービス供給体制を、的確に伝える構図としての役割を担っている事も忘れてはならないと感じた。
(院生 村山耕次郎)

課題レポートから 新たに気付いたり、予想と異なった点

(1) 新たに気づいた問題について

屋久島に行き、気づいたことは、屋久島という周りを海に囲まれた閉鎖的な地理から生まれる人的ネットワークの強さである。象徴的だったのが屋久島とは関係のない人だから、相談に来た。島内の人だと情報が漏れる可能性はある。という、今回法律相談に来られた相談者からの言葉である。ある程度は想像していたが、情報が漏れることに対し、神経質なまでに気を使っている様子であった。特に、屋久島では集落ごとに住んでいるため、情報が伝播しやすいのかもしれない。

リーガルクリニックという科目では、法律相談を行なうところまでしかすることができないが、もし、屋久島で弁護士事務所を構えたとすると、この情報漏洩という問題は非常に大きな問題となる。なぜなら、弁護士が直接的に情報を漏らすことは考えられないが、弁護士事務所に入るところを人に見られ、その人が情報(〇〇さんが法律事務所に行った等)を話すという、間接的な情報漏洩の危険があるからである。つまり、屋久島の住人にとって、法律事務所があったとしても、そもそも法律相談に行くこと自体が1つのハードルなのである。そしてそれは、どこに弁護士事務所を構えるかという問題に直結する。

ここで、同じ島である佐渡島にある法律事務所(法テラス佐渡法律事務所)を見てみると、佐渡島も屋久島同様、法律事務所に入るところを人に見られるのを極端に嫌う傾向にあるところ、佐渡島市役所支所の中に構えることにより、住民が来やすい環境を作っていることである。

なるほど、屋久島でも役場等の公的機関の一室を借り、



屋久島観光センター 船載許諾済

そこに事務所を構えることで間接的な情報漏洩のリスクを軽減することができそうである。もっとも、事務所数が増えれば、そのときは別の方法を考える必要があるだろう。

(2) 常設の事務所を置くべきとする考えの修正部分について

次に、先ほど紹介した佐渡島と屋久島の違うところは、佐渡島の人口が約 6 万 5000 人であるのに対し、屋久島は約 1 万 4000 人と 4 分の 1 以下であった、より強制的なネットワークが想像されるところ、弁護士が島内の住人と言っただけで選ばれる法律問題があるおそれがあるという点である。つまり、常設型の事務所であれば、プライバシーに深く立ち入った問題を相談しにこないのではないかという危険がある。「屋久島とは関係のない人だから、相談に来た。」という言葉が象徴的である。

この問題をカバーするためには、弁護士法人の常駐型の事務所他に、定期的に法律相談を行いに来るような弁護士法人の非常駐の事務所が必要なのではないかと思つた。つまり、常駐型と非常駐型の2つの事務所が存在することが、屋久島には必要なのではないだろうかと思えるようになったのである。非常駐型を併せさせるメリットは他にもある。それは、利益相反問題が生じないこと、相談者に相談に行こうと決意させることがあげられる。これらの事務所を中心に町役場や専門家等と連携を取りながら解決していくのが屋久島における法供給体制として理想ではないかと思う。
(院生 小嶋貴仁)



司法サービス供給体制の検討

1. 種子島の司法事情

(1) まず、初日に種子島簡易裁判所を訪問して率直に感じたことは、裁判所が利用されている感じがなかったことである。道路標識も合同庁舎の看板に対して道路わきに小さく裁判所とあるだけで、注意して見ておかなければ通過してしまいうる感じがした。

書記官の方に話を伺ったところ1日3名くらいは裁判所に来る、1年間の民事の申立ては約280件とのことであったが、私の印象としては、仮に種子島に弁護士として来たところで、種子島における法サービスははたして向上するのか、そして、弁護活動の前提として事務所経営はできるのか不安を感じた。

(2) 以下、実際の法律相談を通して感じた法律相談で求められる質と、離島における法サービスの現状について感じたことを述べる。

まず、法律相談で求められることは、要件事実の聞き取り、法律構成を相談者に説明することに終わっておらず、先生方は法律問題に加えて現実問題としてどうすべきかという点まで配慮した助言をされていた。

私は、司法書士しかおらず法サービスが十分に行き届いていないというイメージを持っていたため、法律構成以前に法制度の説明を丁寧にすることも念頭において助言したが、法テラスや調停について相談者も知っており、人によっては強制執行の費用負担についてまで知っている



Copyright (C) 2010 www.furusato-lane.gashima.net 掲載許諾済

場合もあり、自分の困っている問題については十分に調べてきていた。

以上の経験から、法律相談だからといって法律問題についての説明に終始しては、事実として相談者の満足を得ることができない。問題になるのは、当該案件について、相談者はどのような行動をとるべきかを具体的に示唆することで、その際には相談者の家庭的、経済的状況等を考慮したうえでの妥当な解決策を示すことである。

種子島という地域に相対した当該問題の解決方法を相談者とともに探っていく姿勢が必要であり、離島における法サービスの向上を考える上でこの点に留意した法律相談を行う必要がある。

(3) 離島の法サービスの供給の在り方を考えるにあたっては、法律相談において要求される質を前提として、種子島という地域に根差した解決方法を考える必要がある。

その際まず、離島において問題となるのはいかなる案件かを考える必要があるが、この点については、裁判所で聞いたところによると消費貸借契約に関する不当利得の問題が6〜7割を占めるとのことであったが、現在ピークを過ぎた減少傾向にあるとのことだった。

実際の法律相談においては、私としては、土地や相続に関する問題が多いという印象を受けた。親の代の土地の売買契約や消費貸借契約について子どもと一緒に相談に来るケースが複数見られた。

このようなケースは部落や身内の結束が固く、なるべく争いごとは避けようとする人間関係が密接な離島においては多くみられるのではないかと考えた。

離島における土地の権利関係については、登記がされていない場合が多いように見受けられ、その場合には法律問題はより複雑になる。

離島の文化を理解した上でその地域に根差した解決を



図る弁護士がいれば、種子島においてもこの種の問題は解決するのではないかと感じた。少なくとも実務家にならなければ、種子島での経験を生かして島の生活に根差した解決を図るための法律相談が可能になるはずである。

2. 1をふまえての法サービスの在り方についての考察
(1) いわゆる司法過疎地での弁護活動を行う場合には、前述のように事務所経営の問題があると思われるが、この点について、自分が担当したアンケートによれば、チラシによる宣伝を見て依頼したというのがほとんどで、島民への周知徹底はある程度図れるのではないかとこの印象を持った。

また、種子島に弁護士がいる場合、有料であっても法律相談に行かぬとの問いに対しては私が担当した相談者全員が「利用します」とのことだったため、紛争解決の力になることができるのではないかと感じた。

(2) しかし、現状では弁護士がいないため、司法書士とに相談に行くとの声も聞かれ、弁護士がいない現状においての法サービスの在り方について考えることが重要である。

島に弁護士がいない現段階では、島内では司法書士に相談することが島で受けられる法サービスの限界であり、弁護士に相談しようとするれば、交通上の不便と経済的な負担を覚悟して鹿児島市内の弁護士に依頼しなければならず、よりよい法サービスを受けるためには相談者にそれなりの覚悟が必要となると考えられる。

私が担当した離島の案件のように、司法書士に相談はしたが、鹿児島市内に行き、弁護士に相談するかどうか、ふんざりがつかない状況にある場合は、司法書士への相談で法サービスの供給が終わっている可能性がある。

(3) その場合には、司法書士と鹿児島市内の弁護士の連携が取れないければ、相談者が市内に向かない限り、そこで法的サービスは限界を迎えることになる。

そこで、法的サービスは離島の島民に十分に供給されるには、司法書士だけでなく弁護士が離島に常駐すること

とが理想であるが、そのような状態になるまでは種子島における法サービスの供給には司法書士との連携が必要である。

今回の法律相談において、司法書士や行政書士に相談したうえで、「今度無料法律相談で弁護士さんが来るから、相談してみなさい」と言われたので来ましたがという相談者が複数見られた。

この状況からは、弁護士と司法書士等の連携が十分に必要とされているのではないかと感じた。特に急を要する場合やすぐに弁護士とコンタクトが取れない離島の場合同等は連携が要求される。

司法過疎地に弁護士がいる場合でも、このような連携を密にすることにより法サービスの供給は向上すると考えられる。

(4) 私が今回リガーグループで種子島に行き強固に求めたことは、弁護士に求められる仕事は、目の前にいる相談者のための法律構成を考え、その上で現実問題としての解決策を探ることだけにとどまらず、よりよい法サービスの供給のために弁護士、司法書士、行政書士(時には警察等)との連携も率先して行っていくべきであるということである。そして、離島における法サービスの向上を考える際には特にこのことに留意する必要がある。(院生 角田直隆)

法律相談

(無料・予約制)

種子島大学法科大学院と鹿児島県弁護士会所属弁護士による

【2月27日・28日 会場：大島歩道橋】

予約連絡先：鹿児島大学法科大学院 (担当：次木野・永山)

099-285-7569

種子島大学法科大学院と鹿児島県弁護士会所属弁護士による

種子島大学法科大学院 (鹿児島県種子島市) 鹿児島県弁護士会 (鹿児島県鹿児島市)

種子島大学法科大学院 (鹿児島県種子島市) 鹿児島県弁護士会 (鹿児島県鹿児島市)

種子島大学法科大学院 (鹿児島県種子島市) 鹿児島県弁護士会 (鹿児島県鹿児島市)

種子島大学法科大学院 (鹿児島県種子島市) 鹿児島県弁護士会 (鹿児島県鹿児島市)

種子島無料法律相談

◆開催日時◆

2月27日(土) 10:00~12:00

2月28日(日) 10:00~12:00

◆開催場所◆

種子島大学法科大学院 (鹿児島県種子島市)

鹿児島県弁護士会 (鹿児島県鹿児島市)

◆相談内容◆

民事・刑事・家庭・労働・消費・相続・不動産・その他

◆相談料◆

無料

◆予約制◆

予約制

◆お問い合わせ◆

種子島大学法科大学院 (鹿児島県種子島市) 鹿児島県弁護士会 (鹿児島県鹿児島市)

種子島大学法科大学院 (鹿児島県種子島市) 鹿児島県弁護士会 (鹿児島県鹿児島市)

種子島大学法科大学院 (鹿児島県種子島市) 鹿児島県弁護士会 (鹿児島県鹿児島市)

種子島大学法科大学院 (鹿児島県種子島市) 鹿児島県弁護士会 (鹿児島県鹿児島市)

種子島無料法律相談

◆開催日時◆

2月27日(土) 10:00~12:00

2月28日(日) 10:00~12:00

◆開催場所◆

種子島大学法科大学院 (鹿児島県種子島市)

鹿児島県弁護士会 (鹿児島県鹿児島市)

◆相談内容◆

民事・刑事・家庭・労働・消費・相続・不動産・その他

◆相談料◆

無料

◆予約制◆

予約制

◆お問い合わせ◆

種子島大学法科大学院 (鹿児島県種子島市) 鹿児島県弁護士会 (鹿児島県鹿児島市)

種子島大学法科大学院 (鹿児島県種子島市) 鹿児島県弁護士会 (鹿児島県鹿児島市)

種子島大学法科大学院 (鹿児島県種子島市) 鹿児島県弁護士会 (鹿児島県鹿児島市)

種子島大学法科大学院 (鹿児島県種子島市) 鹿児島県弁護士会 (鹿児島県鹿児島市)

KULS ニュースレター No. 28

INDEX

- 応用行政法としての社会保障法 ～前編～
- 鹿大法学部同窓会便り
- 刑法改正について -第1回-
- リーガルクリニックBを実施

● 応用行政法としての社会保障法
～前編～

苦手意識をもつ人の多い行政法

筆者は、社会保障法を専攻する研究者教員ですが、法科大学院では、社会保障法（3年次選択科目）のほか、公法総合問題演習A／B（3年次選択必修科目）、行政法問題演習

【事例問題】

・Xは、1977年5月に厚生年金保険法に基づいて障害年金の支給裁定を受け、年金を支給されていた。Xは、老齢年金の受給年齢（当時60歳）に近づいたため、障害年金が老齢年金に変更された方が有利と考え、社会保障事務所に相談したところ、上記の裁定（24年前）が誤っており、法律が定めるものより多く障害年金が支給されていたことが判明した。そこで、2001年9月、社会保障庁長官（現在は日本年金機構長官）Yは、最初の裁定を職権で取消す処分を行い、あわせて支給開始時に

科目になってしまった、学習方法がよくわからないという話を学生からよく聞きます。

筆者は、かつて旧労働省（現在は厚生労働省）の雇用保険課企画法令係で仕事をしていた実務経験から、具体的な問題事例に当たること、基本知識や判例法理（具体的な問題を解決するためのツールといえます）が定着し使いこなせるようになるかと考えています。そこで、学生には、行政法の基礎知識や条文・重要判例をひととおりカバーした後は、具体的な問題（短答式問題や事例問題）にできるだけ当たり、不確かであった基本知識や判例法理（具体的な問題を解決するためのツールといえます）をもう一度、教科書で確認するという学習方法を、アドバイスしています。

応用行政法としての社会保障法

そして、行政法の具体的な問題の格好の素材を提供してくれるのが、社会保障関連訴訟ではないかと考えます。もともと、社会保障の分野は、給付行政の一環として、応用行政法というべき領域をなしており、現実の社会保障裁判は、ほとんどが、給付決定など処分・裁決を行った行政庁が所属する国・公共団体を被告として、取消訴訟など行政訴訟の形で提起されます。年金や医療など、生活に身近な分野でもあり、学生としてもイメージしやすい事例が多く、「行政法研究に当たつての素材の宝庫」（確井光明『社会保障財政法精義』信山社、2009年、ししがきiii頁）とまでいわれています。

前期の法律学総合特別演習（行政法）、および学部演習で取り上げた事例問題のひとつを紹介しましょう。題材とした判例は、東京高裁の2004年9月7日判決（判例時報1905号68頁）です（社会保障判例百選〔第4版〕47事件）。行政行為の取消制限の法理の問題ですが、この事例で、この法理をそのまま適用すべきなのか問題となります。各自で考えてみてください。（次号で解説）

伊藤 周平（社会保障法）

● 鹿大法学部同窓会便り

第59回定期総会が、11月12日（土）、ホテルパレスイン鹿児島で開催されました。

江口会長からは、日本経済・地域経済の動きのなかで鹿大の卒業生が進取の気風をもってがんばり抜いてほしいとの挨拶がありました。坪地宏晶関東支部会長からは、法科大学院修了生への期待と激励がありました。懇親会の場でも、卒業生から、地域に根ざした法曹養成への期待の言葉がありました。法科大学院生も修了時には、法文学部同窓会の会員となります。多様な年齢層と職種の方々の集まりの場となっていますから、修了生の参加が増えることを期待しています。



（同窓会総会にて挨拶される、江口正純会長）

● 刑法改正について -第1回-

はじめに

先の国会（第177回通常国会）において、情報処理の高度化に伴う犯罪および悪質な強制執行妨害事犯等に適切に対応するため、刑法・刑事訴訟法等が改正された（平成23年6月17日可決成立）。刑法関係については、具体的には、わいせつ物頒布等罪、封印等破壊・強制執行妨害罪が改正され、また、いわゆるウィルス作成罪等が新設されている。いずれの内容も法科大学院修了生および

司法試験受験生が当然理解していなければならぬ事柄であることから、刑法に関する改正点につき、本号から数回にわたり解説をしたい（なお、改正法の刑法に関する箇所についてはすでに本年7月14日から施行されている）。初回はわいせつ物頒布等罪について取り上げる（本改正について、詳しくは、ジュリスト1431号参照。また、改正法に対応した教科書として、山口厚『刑法・第2版』があり、西田典之『刑法各論・第5版』は、巻末に改正案に対応した補足を掲載している〔ただし、改正法は改正案と異なっている箇所が若干あることに注意〕）。

わいせつ物頒布等罪の客体

改正法1項前段では、本罪の行為客体に電磁的記録に係る記録媒体が加わった（電磁的記録については7条の2参照）。電磁的記録に係る記録媒体とは、画像データ等が化体された記録媒体のことであり、情報それ自体ではないことに注意が必要である。それ故、情報そのものを客体とする下級審裁判例は意味を失う（例えば、岡山地判H9.12.15判

時164.1.158参照。もっとも最高裁は従来からハードディスク等の物を客体としていた。最決H13.7.16刑55.5.317参照）。わいせつ情報が化体したハードディスクあるいはCD-ROM等は、従来はわいせつ図画あるいはわいせつ物にあたる（前出最決H13.7.16はわいせつ物とする）と解されてきたが、本改正により、電磁的記録に係る記録媒体ということになる。

他方、改正法1項後段では電磁的記録その他の記録が、2項では電磁的記録自体が客体となっていることに注意が必要である。1項後段により、従来処罰が困難であった電子メールによるわいせつな内容の電磁的記録の送信やFAXによる送信が処罰の対象となる。2項については、旧法が「これらの物」を客体としていたのに対し、改正法がそれに加えて電磁的記録それ自体の保管を処罰の対象としたことから、例えば、わいせつ情報が化体された販売用のCD-ROMその物ではない、バックアップ用のわいせつな電磁的記録、バックアップ用の光磁気ディスクの記録、それ故、自己の保管も処罰の対象となった。それ故、バックアップ用の光磁気ディスクの所持について、「販売の目的でこれらの物を所持し

【新旧対照表】（法務省ホームページより抜粋）

新	旧
（わいせつ物頒布等） 第七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは料金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。 2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。	（わいせつ物頒布等） 第七十五条 わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは料金を併科する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。 （新設）

た」といえるかが問題となった最決H18.5.16刑60.5.413は、その限りで意義を失うことになる（本決定ではバックアップ用のわいせつ画像を加工して販売用の画像を作成する場合において、加工前の画像が化体された光磁気ディスクの所持についても犯罪の成立を認めており、この点についてはなお改正後も意義を有する）。

行為

旧法で規定されていた販売が削除されている点が重要である。これは、販売自体を処罰の対象からはずすという意味ではなく、旧法で他人に交付する行為を頒布と販売とに規定していたものを、改正法では頒布に統一したものである。レンタル（有償貸与）の場合、旧法下では頒布にあたるか販売にあたるか、また、販売目的所持が認められるか争われていたところ、改正法により、頒布、有償頒布目的所持が肯定されることになる。

また、先にも述べたように、改正法2項では電磁的記録の「保管」が処罰の対象となった。

罰則

改正法により、罰金刑の併科が可能となった。

南 由介（刑法）

● リーガルクリニックBを実施

11月12日、13日、本学の学園祭の日に合わせて、市内における法律相談実習であるリーガルクリニックBが実施され、実務家教員である松下教授、本木准教授の指導の下、5名の学生が10件の法律相談に対応しました。

学生達は「実際に相談者の方と対面して相談を受けることで、法書を目指すにあたってのリーガルマインドや、倫理観についても実践的に体感できる良い機会になる」などの期待を持って、この科目に臨みました。事前の準備では「普



（相談直前の院生、本木准也弁護士）

段だったら当然だと思っているようなことでも自分の知識に不安を覚えてしまい、何度も条文や基本書を確認し、最後には同級生にも確認してしまっただけで、来談者の相談を直接受けるということに、準備段階で大変緊張した学生もいたようです。

「現場の雰囲気を取り戻すため、相手の本音を引き出しつつ、相談者にとって不利益な事実等についてきちんと話をすることは簡単ではないと思う」と、ある人は、「いざ相談現場で話し始めると、頭の中で考えていた全体の流れとかはすべて消えました。とにかく、一つ一つ、用意した質問をするだけで精一杯」と感じた学生も、「担当した相談内容については当日大きな変更はなかったのですが、準備していた回答などを相談者に行うことが出来た」という学生まで、実際の法律相談を担当した経験は様々でしたが、「自分と他者の話を、第三者に聞かれるということは普段はない経験であり、自分を客観的に見直すいい機会となった。さらに、事前の準備で悩んだことについて、弁護士の先生に相談という行動で示してもらい、大変有意義だった。理論ではなく、実際の行動、対処を見て学ぶことも非常に大事だと思った」など、それぞれに大きな成果を得たようです。

このあと21日に、事例検討会を行う予定です。

鹿児島大学法科大学院 平成23年度 FDキャンパイン

授業と学修の協働改善

平成23年度 FDキャンパイン ロゴマーク

KULS ニューズレター No. 32

INDEX

- 平成23年度前期重要判例紹介 一商法分野一、一民法分野(前編)一
- 鹿児島市立玉龍中学との連携授業を実施
- リーガルクリニックAの開催について
- キャンパスライフ

●平成23年度前期重要判例紹介 一商法分野一

- ・最決平成23年4月26日判時2120号126頁
- (最決平成23年4月19日判時2119号18頁)

■決定要旨

「吸収合併等により企業価値が増加しない場合に消滅株式会社等の反対株主がした株式買取請求に係る「公正な価格」(会社785条1項)は、原則として、株式買取請求がされた日における、吸収合併契約等の承認決議がなければその株式が有したであろう価格をいう。」

■参考文献

「事例20：公正な価格」事例で考える会社法380頁(7階資料室配架)

■論点

- *買取価格の決定方法
- 「公正な価格」の意義：「シナジー適正配分価格」と「なかりせば価格」
- 「なかりせば価格」

・選定基準時の問題→「株式買取請求時」 ■事案

(株式買取価格決定申立事件の最高裁判決)「YとZとの間のZを株式交換完全親会社、Yを株式交換完全子会社とする株式交換(Yの株主総会における承認決議)に反対したYの株主であるXらが、Yに対し、自らの保有するY社株式を会社法785条1項所定の「公正な価格」で買い取することを請求したが、協議が整わなかったために、XらがYに対し、会社法786条2項に基づき、裁判所に株式の買取価格を申し立てた事件である。」

■決定の内容

「①本件は、吸収合併等により企業価値が増加しない場合であり「なかりせば価格」(株式交換がなければ本件株式が有していたであろう客観的価格)が「公正な価格」である。

②破棄された原決定(原々決定)は、株式の買取価格につき、その算定の基準日を株式交換の効力発生日としていた。③算定方法については、「裁判所の合理的裁量に委ねられている。」と判示している(参考文献をよく参照のこと)。

■決定の背景

「2つの最高裁決定まで、算定の基準時に関しては、効力発生日または買取請求期間の末日とするのが多くの裁判所(本件原決定、4月19日決定の原決定を含む)の立場であった。最高裁は、なぜ「株式買取請求時」を採ったのか、考えるところである。

司法試験との関係(悩みをみせろ)「本件事案では、Y社の株価が日々下落していた。比較的早い時期に買取請求したX1と買取請求期間の末日に請求したX5とは、(45300円と432500円)20500円の差額があった。この場合に、「買取価格は一律に決定される」ことが望ましいから、算定基準日は効力発生日または買取請求期間の末日である」とする判例・学説から導かれる結論は

●鹿児島市立玉龍中学との連携授業を実施

1月28日(土)、鹿児島市立玉龍中学校の3年生120人を対象とした連携授業を実施しました。この授業は、中高一貫教育を行っている同中学校が将来の進路として様々な職業について学ぶために行っているプロジェクトの一貫であり、国立大学法人鹿児島大学による地域貢献活動として、司法政策研究科が全面的に協力したものです。

当日は、まず、法廷教室を利用して、中学生に刑事裁判の冒頭手続の様子を即興で演習してもらったあと、本学の研究者教員が、司法制度における法曹の役割と現在の法曹養成制度について解説を行いました。さらに、特別講師として、本法科大学院の修生でもある本田貴志弁護士(鹿児島中央法律事務所)と林宏嗣弁護士(いづろ法律事務所)から、実際に弁護士として仕事をしてきた経験をもとに、そのやりがい、難しさ、日常の様子、弁護士となるまでの道のりなどについて、生徒

と対話する機会をもちました。

この点について、自分なりの判断・理由を示せというものが、(ややない物ねだりと思えるが)採点者実感の「悩みをみせろ」ということではないか。事例において解決すべき問題(結論の妥当性)を認識して、みずから判断する、これが法律実務家に求められる(試験で採点者が問うていっている)能力である(であろう(結論は効力発生日でも良いのである)。まあ、それまでの道程も遙かではあるけれども(まず「株式買取請求の手続」を理解)。

志田 悠一(商法)

●平成23年度前期重要判例紹介 一民法分野(前編)一

最判平成23年7月21日判時1536号1頁

■【事実の概要】

Aは、昭和63年10月、Yとの間で所有する土地上に本件建物(9階建て賃貸用マンション)



玉龍中学生の質問に答える林宏嗣弁護士

からの質問も受けながら、詳しくお話をいただきました。

本学は、地域に学び、地域を支える法科大学院として、本来の機能である教育・研究の合間に、様々な地域貢献活動を実施しており、その経験を教育・研究にもフィードバックしています。院生のみならずには、法曹となつたのち、ぜひとも本学と共にこうした活動に関わっていただけたらと思います。

(中島 宏)

を建築する旨の請負契約を締結した。Aは、完成間際になって、本件土地および建物を売却することにし、完成後の平成2年5月にこれをXに売却した。平成6年6月頃、XはYに対し、本件建物に亀裂、水漏れ、排水管のつまり等の瑕疵があることを指摘し、建て替えるか購入資金を返還するよう申し入れを行ったが、Yはこれを拒絶したため、平成8年7月、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償を求める訴えを提起した。

第1次控訴審は、本件は瑕疵担保責任の領域で処理されるべき問題であり、不行為責任が成立するためには、強度の違法性が必要であると、Xの請求を棄却した。これに対し、第1次上告審(最判平19年7月6日民集61巻5号1769頁)は、「設計・施工等は、建物の建築に当たり、契約関係にない居住者等との関係でも、当該建物に建物としての基本的な安全性が欠けることがないよう配慮すべき注意義務を負うと解するのが相当である。そして、設計・施工者等がこの義務を怠った

ために建築された建物に建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵があり、それにより居住者等の生命、身体又は財産が侵害された場合には、設計・施工者等は、不法行為の成立を主張する者が上記瑕疵の存在を知りながらこれを前提として当該建物を買い受けていたなど特段の事情がない限り、これによって生じた損害について不法行為による賠償責任を負うというべきである」とし、原審を破棄した。

■【判決要旨】

「第1次上告審判決にいう『建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵』とは、居住者等

の生命、身体又は財産を危険にさらすような瑕疵をいい、建物の瑕疵が、居住者等の生命、身体又は財産に対する現実的な危険をもたらしている場合に限らず、当該瑕疵の性質に鑑み、これを放置するといずれは居住者等の生命、身体又は財産に対する危険が現実化することになる場合には、当該瑕疵は、建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵に該当すると解するのが相当である。

■【コメント】

購入した建物に隠れた瑕疵がある場合、買主は、売主に対し、瑕疵担保責任の追及が可能である。本判決では、さらに、買主は、直接契約関係になじ建物設計・施工者に対し、不法行為責任を追及できるかどうか争われている。設計施工者の契約関係にない居住者等に対する注意義務(第1次上告審)および右注意義務懈怠により生じる「建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵」の具体的内容(本判決)について確認しておくこと。

村山 洋介 (民法)

●リーガルクリニックAの開催について●

平成23年度のリーガルクリニックA(司法過疎地における法律相談実習)を、2月9日から14日の5泊6日(うち初日と最終日の2泊は船中泊)の旅程で、徳之島の徳之島町と天城町を相談会場として実施しました。

本学による徳之島での法律相談は初めてでしたが、1月の広報の開始以来、相談予約の問い合わせが続々と寄せられ、会場となった徳之島町役場で11件、天城町役場で12件、合計23件の相談に対応しました。

参加学生は7名。教員として松下良成教授、本木順也准教授、正込健一郎講師、下村哲也講師の各弁護士、米田憲市教授が指導にあたりました。プログラムの中では、徳之島町、天城町、伊仙町の各町役場の訪問や、種子島簡易裁判所の施設を見学し地域の司法事情をお話しいただきました。

また、この実習は、司法過疎地域の法サービスの実態調査の対象となり、九州大学の田國廣教授(弁護士)をはじめ、奄美で活動

する鈴木穂人弁護士、出水で活動する米田圭吾弁護士、京都産業大学の草鹿晋一教授、愛媛大学の小佐井良太准教授、弘前大学の飯考行准教授、本学の中島教授、紺屋准教授が参加され、法律相談の内容から、司法過疎地における法サービスの在り方についてまで、幅広くご助言をいただきました。

法科大学院2年 堀 裕子

法科大学院2年 粕谷 偉

徳之島まで、鹿児島新港からフェリーで片道15時間。学生の体力も少し心配しましたが、さほど揺れることもなく、充実したプログラムを展開できました。

今年の参加学生のエッセイを2本紹介します。

米田 憲市 (法社会学)

リーガルクリニックA受講者エッセイ

■リーガルクリニックAの実習を終えて

リーガルクリニックAの法律相談を行うにあたり、相談会場である徳之島へ行く前は、不安でいっぱいだった。法律を本格的に学ぶようになって2年が経過したとはいえ、相談者の相談に適切な回答ができるのだからというのか、一番の理由である。また、事前に相談内容を把握した上で法律相談に望むことになるが、予約票の相談内容と実際の相談内容が異なることは多々あると聞いていた。臨機応変にどれだけ対応できるのか、といった点にも不安を抱えていた。

ただ、事前の打ち合わせにおいて、予約票の相談内容から、どのような相談が考えられるか、いくつかパターンを検討し、その点について調べて頭に入れた上で、どのような質問をしていけばいいの、どのようなアドバイスがすればいいの、かを考えたので、不安はだいぶ解消され、落ち着いた法律相談に望むことができた。また、実際の相談の場では、弁護士の先生に十分なフォローをいただいたので、なんとか乗り切ることができた。

弁護士の先生方から、法律相談ではまずどれだけの情報を相談者から聞き出せるか、というのが重要である。そして、法律相談に来られる方は、とにかく聞いて貰いたい、という気持ちでいらっしゃるもので、まずは相談者の話を聞く、というスタンスを取る、という助言をいただいた。今回の法律相談は1時間と十分に設定されているので、落ち着いて相談者から情報を聞くことができた。しかし、やはりどうしても必要となる場面があった。しかし、事前に用意した質問と聞きたいという気持ちで強く、事前に用意した質問を矢張り早急にしてしまい、相談者を要諦させてしまったところがあり、その点について反省をしている。

今回の法律相談を通して、法律相談は、司法試験と全く無関係ではないことを理解させられた。相談内容から「契約が何なのか」「訴訟物は何か?」をまず考え、それから適用法を調べる、この流れは司法試験の答案と全く同じである、と指摘を受けた。これは、法律相談の初日の午前中にいただいたアドバイスである。ところが、その夜、翌日の法律相談の事前検討の段階になった時、「この相談でまず検討するべきことは何か」と弁護士の先生に質問をされた時、真つ先に、契約内容は何か、訴訟物は何か、という点について考えることができた。また、とにかく先に素文がないか法をあたると、いうこともできていなかった。頭では理解していても、それを実際に活用する場になると、十分に使い切れていない、ということを自覚した。常日頃から意識して取り組むべきであることを理解した。この反省を今後の学習に生かしていきたいと思う。

法科大学院2年 堀 裕子

法科大学院2年 粕谷 偉

徳之島まで、鹿児島新港からフェリーで片道15時間。学生の体力も少し心配しましたが、さほど揺れることもなく、充実したプログラムを展開できました。

今年の参加学生のエッセイを2本紹介します。

米田 憲市 (法社会学)



法律相談会場の模様(写真は、模擬相談)

今回のリーガルクリニックAは、徳之島で行われた。徳之島は、弁護士がわずか、法務局もなく、簡易裁判所があるだけである。そのため、法律相談会には多くの人が予約したようである。

私は、2日間の法律相談で3件の事案を担当し、法律相談の際、相談者に協力していただいているアンケート調査も4件担当した。そうした中で感じたのは、弁護士の必要性。さらに言えば、法律相談等の機会提供の必要性である。というのも、相談者は、総じて、無料でなくとも、今のところ法律相談がなければ申し込んでいた話を聞きたいという方が多かったからである。

また、徳之島は司法へのアクセスが困難である。弁護士が居ないのもその一つであるが、裁判所の位置も坂の上で、車がなければ訪れるのは大変であるし、登記簿等を揃えなくとも、法務局は奄美の名刺に行かなければならない。与論島や沖永良部島の島民等は、徳之島の裁判所でさえ2泊3日の日程で来なければならぬ。

そのため、今回のような法科大学院主催の法律相談だけでなく、弁護士事務所主催や、行政機関主催の法律相談の機会をもっと作るべきだと感じたのである。他方、自身の法律相談の経験について、改めて、生々しい人間を相手にすることの難しさを実感した。事前調査や弁護士の先生の助言を十分に頂き、緊張しつつも、できると意気込んでいたものの、相談者の説明を理解できなかつたり、例に即言できなかつたり、結論、先生にフォローされなければならぬ。

しかし、各々の先生の相談技法を間近で体験できたことは、大変勉強になった。また、相談技法は異なり、相談者に納得してもらうという姿勢は共通しており、相談者に対するサービス精神の重要性を学ぶことが出来た。今回の実習は大変有意義なものであったと感じている。

KULS ニュースレター No. 46

INDEX

ーリーガルクリニックA 特集号ー

●平成24年度 リーガルクリニックAの開催について

●受講者 エッセイ

●平成24年度 リーガルクリニックAの開催について

平成24年度のリーガルクリニックA(司法過疎地における法律相談実習)を、2月7日から11日の5泊6日(うち初日と最終日の2泊は船中泊)の旅程で、徳之島の徳之島町、天城町、伊仙町を相談会場として実施しました。

本学による徳之島での法律相談は昨年にも続き、1月の広報の開始以来、相談予約の問い合わせが続々と寄せられ、徳之島町役場で17件、天城町役場で19件、伊仙町で8件、合計44件の相談に対応しました。昨年は徳之島町、天城町で23件



(徳之島簡易裁判所 庁舎)

でしたが、大幅な増加と言えるでしょう。参加学生は本学より7名。この科目は九州大学法科大学院の「リーガルクリニックII」との共同開講になっており、九大法科大学院の学生2名と、本学のこの科目を単位互換科目とする熊本大学法科大学院より1名の学生が受講し、合計11名の学生が受講しました。教員として本学の松下良成教授、白鳥努教授、本木順也准教授、本田貴志講師、林宏嗣講師の各弁護士、米田憲市教授が、そして、九州大学法科大学院の七戸克彦教授(弁護士)が共同で指導にあたりました。プログラムの中では、徳之島町、天城町、伊仙町の各町役場の訪問や、徳之島簡易裁判所の施設を見学し、登山書記官より地域の司法事情をお話しいただきました。

また、今年のプログラムでは、韓国の仁荷(インハ)大学法科大学院の修了生である李宝羅さんが参加されたことは特筆すべきことでしょう。行きの船中から、本学、九大、熊大の学生達とともに、事件予約票から相談の対応についての検討を熱心に行い、その後も全てのプログラムを通じて、非常に大きな刺激を与えてくれました。

この実習は、昨年に続き司法過疎地域の法サービスの実態調査の対象となり、奄美で活動する正込健一郎弁護士、京都産業大学の草鹿晋一教授、愛媛大学の小佐良良太准教授、弘前大学の飯孝行准教授、本学の



(徳之島簡易裁判所の登山書記官に、徳之島の司法事情をお話しいただきました。)

南由介准教授、本学法政政策学科の大野友也准教授が参加され、法律相談の内容から、司法過疎地における法サービスの在り方についてまで、幅広くご助言、ご指導をいただきました。

徳之島まで、鹿児島新港からフェリーで片道15時間。今年はやや天候に恵まれず、多少の揺れがあつて、きつい思いをした学生もいましたが、充実したプログラムを展開できました。以下、今年の参加学生のエッセイを紹介します。

● 受講者 エッセイ

吉松 恵理 さん

今回、リーガルクリニックAの徳之島での法律相談を行うにあたり、私の心の中は複雑なものであった。憧れの弁護士の仕事の一部を間近に見て、多くを学べる機会でもある一方で、これまでの自身の経験や学習が試される場面でもあり、弁護士が同席するといえ、知識の面でも、人間的にも、中途半端な自分が、法律相談というかたちで、相談者の人生に一瞬でも関与し、相談を受ける側として対応することが、正直怖くもあつた。

とくに、相談の前は、不安と緊張が入り混じり、自分の中にもいろいろな感情が渦巻いていた。私が、今回担当した相談は、2件とも、事前の予約の段階で、何も具体的な情報がなく、「OOOについて、相談したい」ということしか明らかではなかった。事前検討会においとも、先生方からは、その場で話を聞いてみるしかないから、話を聞くことを楽しんでと言われたに過ぎなかった。私は、その場で急に対応することが苦手であり、極度の心配性な性格もあつて、事前準備ができていないことが大変苦痛だった。それでも、予約票に書かれた数少ない情報から、相談内容を予測し、下調べをして相談に臨んだ。しかしながら、結局、事前準備は何も役に立たずに終わるという始末だった。先生には、よくあることだと励まして頂いたが、当時は、心を持ち直すのが大変だった。

今にして思えば、十分に事前準備のできない相談を担当してみても良かったと思う。先生に言われたように、「楽しむ」とはできなかったが、目の前にいる人の抱える問題について、解決に向けて聞き出すべき事実は何かをその場で瞬時に考える「訓練」はできた。これは、問題点を把握し、要件事実を抽出する作業として、司法試験にも通じるものであろう。実際に、相談の場で、その事実を思いについて質問できれば良かったのだが、ほとんどできなかつたことは、今回大いに反省すべき点であ



(船内個室にて、事前検討・打合せを行う)

る。現在、徳之島には弁護士はいない。しかしながら、悩みを抱えている人は、徳之島にもいる。ニーズがないから、弁護士がいなければいけないのである。それを勘違いしてはいけないと思った。そして、今回の経験を通して強く実感したことは、弁護士は、どこに行っても、どんな時でも、悩みを抱える誰かの力になれるということである。弁護士は、悩みを抱える人の「悩み」という荷物を一緒に持ってあげられる仕事なのではないだろうか。相談を終えて、帰られる相談者の顔を見て、そう思った。たとえば、今回の法律相談で、そうした光景を幾度となく目にして、弁護士の先生方をより一層尊敬に感じた。そして、私もそんな素直な弁護士を目指したい。一緒に荷物を持てる程に力を蓄えなければならなかったと思う。今回の実習では、とても貴重な経験ができた。これを励みにして、今後、より一層勉強に励みたいと思う。

井川原 沙希 さん

今回のリーガルクリニックAを通じて、様々な貴重な体験をすることができました。まず、離島、中でも弁護士がおらず、まさに司法過疎地というべき徳之島で法律相談を行うことができ、この無料法律相談に対する反響が大きかったというのが、衝撃的でした。2日とも各会場に設けられた飛び込み用の相談枠がほぼ全て埋まるという状況で、潜在的に法的サービスの需要があるということを感じることができました。また人間関係が密という特質上、相談に行くことや裁判所に立ち入ることすらめづらう人がいること、相談会場を居住地とは取って違ふ場所を選んでくれる人がいること、具体的な紛争や問題が生じることの解決策を求める人より、将来起きうる法的不安の解消としての助言を求める人がやや多いように感じたと、はたまた単に弁護士という法律の専門家に話

を聞いて欲しいという需要もあることなど、弁護士が増え、食べていけないような弁護士もいると聞くこの時代にも、またまたできることはたくさんあるのではないかと感じさせられました。そして私は、そういった話を聞いて欲しい、離婚や相続の制度はどうなっているのか、というささいな相談にも対応できる町医者の弁護士になりたいと強く思いました。

また大御所といわれる弁護士の先生方から若手の弁護士の先生方まで、さまざまなタイプの弁護士の先生の法律相談に同席させていただきました。その中で、相談者の気持ちを汲み取らなれどもそれは区別してしっかりと法的アドバイスをを行うということが大事だということを学ばせていただいたように思います。

さらに今回は、九州大学法科大学院から2名、熊本大学法科大学院から1名、韓国の法科大学院の修了生が1名参加されており、他の法科大学院の様子やまたまた国を越えて韓国の法科大学院や司法試験、法制度について話を聞くことができ、自分がかいかに恵まれた環境で学習できているかということがわかり、いい刺激を受け視野が広がり、非常に勉強の夜の懇親会で「みんな弁護士の生の方が最後の夜の懇親会で「みんな弁護士の



(会場のひとつとなった、天城町中央公民館)

なった後にも、国を越えて友情を育んで生きた！とおっしゃってくれたことがとても嬉しく印象的でした。またこの懇談会では様々な先生方とつくばらんにいろいろな話をさせて頂き、憧れの対象である弁護士の先生方をより身近に感じる事ができ、より法曹を目指したい意識が高まりました。

今回のこの貴重な経験により、より法曹を目指したいという士気を高めることができました。この気持ちを忘れることなく、また日々勉強に尽力していきたいと強く思います。

川畑 貴胤 さん

1.はじめに

2012年度のリーガルクリニックA実習は、私にとつて他で得たい素晴らしい経験であった。順を追って説明していきたい。

2.日程1日目

日程1日目、鹿児島市内から徳之島へ移動日。学生は、予約票を検討し担当決めなければならぬ。移動の船内は素早く、海は荒れ、船の揺れは大きい。悪環境の中、船酔いと戦いながら、初見の相談予約内容を素早く把握し、各学生の担当を決めて行った。わずか30分後には、担当決めは終了し、残りの時間は各自の相談内容についての議論に当てられた。私には初日から精力的かつ効率的な取り組みをする仲間が頼もしかった。

3.日程2日目

日程2日目、簡易裁判所見学の後、相談会場の下見と設営をした。ここでも、スムーズに各自の意見を出し合い、短時間に合意が取り、それに向かつて各自が無駄のない動きをした。私には、このメンバーなら明日からの相談において、何かあっても対応できるという信頼感が生まれていた。

4.日程3・4日目

(1) ニアミス

日程3・4日目、法律相談本番。「毎年必ず何かのトラブルがある。」事前に言われていたものの、振り返るとトラブル続きの2日間だった。全て挙げてとキリがない。印象的だったのは、日程3日目、朝一番からトラブルだ。前日の下見の時点で、待合室に想定していた調理室が、相談当日は鍵がかかっていて使えなかった。それに気づいたときは、お客様がすでに相談会場にいらした。お客様同士が鉢合わせしてしまう可能性もあったが、なんとそれに至らず事なきを得たが、完全に泡を食ってしまった。

(2) ダブルブッキング

また、日程3日目の昼頃には、ダブルブッキングがあった。他会場予約を受理した旨の連絡が届かないうちに、こちらでも同時時間の予約を受理してしまったのだ。間が悪いことに、飛び込みであつ

たから、つい連絡先の聞き取りを忘れてしまっていた。これでは、予約を変更することができない。しかし、幸いなことに、予約票に住所は残されており、住所をもとに公立図書館から借りた電話帳を使って電話番号を知り、連絡を取るというワイルドラックで切り抜けた。

(3) トリプル

日程4日目、朝一番から3つのトラブルが発生した。①13時から予定のお客様が9時に会場にいらっしやうしたこと、②一人1時間のところ、2時間相談なさるお客様がいっしょだったこと、③予定していた時間に会場に来られないから時間を延期して欲しいという依頼があったこと、である。当初の予定は崩壊した。詳細は割愛するが、相談時間の交換、ピンチヒッターで他の弁護士が担当してくださるなど素晴らしい機転と尽力で無事に相談は終了できた。当初の予定と異なるのだから、各学生のスケジュールの把握は当然甘くなってしまう。お互い確認しながら、慎重に運営を行った。とても一人では切り抜けられなかったと思う。相談の成功という目標に、チームは一体となっていた。

5 おわりに

こうして振り返って思うのは、実習一つ取っても、決して自分一人では処理しきれないトラブルはたくさんあるのだから、個人色の強いと思われるからな法律専門職でも、その仕事の成否は、チーム(組織)としてのあり方が左右するということだ。そして、周囲とのコミュニケーション、信頼関係の形成がその大きな要素であるということに強く感じる。当たり前のことと笑われるかもしれないが、私にとっては、その当たり前のことの大切さを自らの経験をもって確信でき、大きな収穫となった。

土橋 哲人 さん(熊本大学)

「なんてタイトなスケジュールなんだ!」、僕が一番初めに感じたことです。それが帰りの船の中で、「なんて充実した5泊6日だったことか!」に代わっていました。それはこの科目以下に述べる意義を感じたからだと思っています。

①自分の法律相談に意見を貰える。

熊本大学も司法過疎地で法律相談会を開いており、弁護士の先生方の法律相談を「見学」することはできます。しかし、生徒の相談者に対する「質問」や「助言」は今のところ認められていません。

今回の離島法律相談は弁護士の先生にフオーグーをしながら自ら为主体と「質問」や「助言」をすることができ、後にアドバイスを貰えるという経験は大有意義なものでした。

同時に、法律家に助けを求める人に対して「助言」をすることの責任の重さを実感しました。

(相談日前日に行われる事前検討会(上)と、相談後の事後検討会(下)の模様)

②司法過疎問題を肌で感じる事ができる。

「司法過疎問題」、これまで幾度となく目にした言葉であり、自分でもそれなりに考えてきたつもりでした。しかし、実際に裁判所職員の方や相談者の話を聞くにつれて、聞きなれた「司法過疎問題」に対してどこか恐ろしさにも似た危機感を覚えました。「この島は人権もない島だ」とをあたたら本土の人間に伝えたい。ある相談者の一言です。まるで別な国の人と話しているかのようでした。こればかりは、直接「見て」聞いて「体験しないと」理解しがたい感覚です。机上で学ぶことのできない貴重な体験になりました。

③大学連携により情報交換ができる。

鹿児島大学をはじめ、九州大学、韓国の法科大学院生と交流し、情報交換できたことは司法試験に向けた励みにもなりました。

最後に、僕は鹿児島県で弁護士活動を志望しているの、今度は「先生」の立場で同行させて頂きたいと思えます。学生ならびに先生や事務のみならず、本場にありがとうございました。

(制作：鹿児島大学法科大学院司法政策研究センター
編集：同センターポーター 久木野大輔)



KULS ニュースレター No. 54

INDEX

- リーガルクリニックA 特集号 —
- リーガルクリニックAの開催について
- 徳之島見聞録
～離島法律相談クリニックに参加して～
- 受講者エッセイ

● 平成25年度
リーガルクリニックAの開催について

「地域に学び、地域に貢献する」という本学の理念を具現した科目である、リーガルクリニックA（司法過疎地における法律相談実習）を、2月7日から12日の5泊6日（うち初日と最終日の2泊は船中泊）の旅程で、徳之島の徳之島町、天城町、伊仙町を相談会場として実施しました。

本学による徳之島での法律相談は、一昨年来3回目であり、1月の広報の開始から寄せられた予約案件に加え、当日の飛び込み案件を含め、徳之島町役場で4件、天城町役場で11件、伊仙町で8件、合計23件の相談に対応しました。

参加学生は本学より6名。この科目を「リーガルクリニックⅡ」として共同開講科目としている九大法科大学院からもの学生5名の学生が参加し、合計11名の学生が受講しました。教員として本学の松下良成教授、白鳥努教授、本木順也教授、坂本正幸准教授、本田貴志講師、下村哲也講師の各弁護士、米田憲子教授、大野友也准教授、そして、九州大学法科大学院の七戸克彦教授（弁護士）が共同で指導にあたりました。プログラムの中では、徳之島町、天城町、伊仙町の各町役場の訪問や、徳之島簡易裁判所の施設を見学し、山本秋男書記官より地域の司法事情をお話し

いただきました。今回は、昨年8月に徳之島町に法テラスの地方事務所が設置され、その効果なども注目されましたが、相談の中で様々な影響や反応を確認することができました。

また、海上の天候に恵まれず、往復ともに船が大きく揺れ、学生たちの船酔いはもちろん、帰路は強風で7メートルに及ぶ高波のために船自体が徳之島に寄港するかどうか直前の判断とされ、空路で帰還する教員も強風のための運休が心配される状況でした。こうした事情は、離島で生活する人々が日常として経験することであり、学生たちにとって「地域」を理解する契機となったことと思います。

この実習は、司法過疎地域の法サービスの実態調査の対象となっており、本学の中島宏教授、京都産業大学の草鹿晋一教授、弘前大学の飯孝行准教授（現専修大学）、西日本短期大学の宇都義和教授、下之瀬優貴弁護士、山本太郎弁護士が参加され、法律相談の内容から、司法過疎地における法サービスの在り方についてまで、幅広くご助言、ご指導をいただきました。運営については、久木野大輔、牟田部佑子両事務補佐員のサポートにより、非常にスムーズな対応ができました。

徳之島まで、鹿児島新港からフェリーで片道15時間。学生たちは非常によく統制の取れた行動を通じて種々の困難を乗り越え、各先生方のご支援を得て、今年も充実したプログラムを展開できました。以下、草鹿先生の寄稿と受講学生のエッセイを紹介します。



（徳之島簡易裁判所で山本書記官から島の司法状況を知りました。）

● 徳之島見聞録

● 離島法律相談クリニックに参加して～

今年の鹿児島大学離島法律相談クリニックは2月8日から11日までの日程（現地）で、徳之島の3つの町を対象に実施された。6回目のクリニック参加になるが、毎回新しい発見がある。今回は折からの南岸低気圧が日本列島を襲い、全国的に大荒れの天気の中、実施されたため、航空便は大幅に乱れ、時間通りに到着できない人が続出した。船便も、往路は大波で揺れまくり、復路も船が接岸できないのもう1泊か？という状況であった。滞在中も徳之島にしては寒く、風も強く、時折雨の降る気候であったが、そのような悪天候の中、開催された今回のクリニックで印象に残ったことが3つある。

1つ目は受講者についてである。例年いても数人であった九州大学法科大学院生が、今年は鹿児島大学法科大学院生とほぼ同数参加しており、これが滞在中のように影響するかと見ていたが、受講者のチームワークは良く、リーダー格の学生のもと、テキパキと行動していたので非常に好感が持てた。特に受付待機中も弛むことなく、相談者に対してもスムーズかつ気持ちの良い対応をしており、感心した。また、検討会では、時系列や人間関係の整理が十分でなかったり、法的な詰めが甘い者がいたりしたが、概ね事実関係の把握に意を注いだ詳細な報告がなされており、受講者の意識の高さを感じた。

2つ目は、相談会場ごとの受付数にばらつきがあったことである。伊仙町と天城町の会場は、そこそこの相談数であり、また、当日の飛び込み相談もあったようだが、徳之島町の会場は、例年と比べて相談数が少なかったように思う。これは、徳之島町に法テラスの地方事務所が開設し、スタッフ弁護士が常駐するようになったことの影響ではないかと思われるが、相談後のアンケートや関係者からの聞き取りによると、法テラスの評価にかなりばらつきがあるようだ。この点については引き続き調査する必要があるかもしれない。

3つ目は、相談内容についてである。2つ目と関連するが、例年と比べると、すでに他で相談した上で、セカンドオピニオンとしてクリニックに相談する者が増えたように思う。法テラススタッフ弁護士の他に、他の地域の弁護士のアクセスもあり、以前環境は改善しているものの、必ずしも丁寧な対応がなされているとはいえない事例もあった。今後も注目する必要がある。

継続は力也、10年間、実務家教員その他、OBを中心とする若手弁護士のサポートを得て、恵まれた環境で実施されている当クリニックを羨ましく思う。

草鹿 晋一（京都産業大学 教授）



（会場の片隅で。六法片手に議論中？）

● 受講者 エッセイ

● 舞田 純子 さん

平成25年度のリーガルクリニックAの実習先は、徳之島であった。徳之島民が島外に出るための足は、フェリーである。ということで、私たち学生も、鹿児島新港から亀徳新港間をフェリーで約15時間、49.2kmの海路を行くこととなった。天候に恵まれず、行きも帰りも高波に揺られ恐ろしい思いをした道程であったが、これが多くの島民のおかれている状況なのかと、不便を強いられる離島生活の一部を垣間見た気がした。例えば、徳之島3日目の簡易裁判所での研修で同った、書記官のお話では、離島内事件において徳之

島簡易裁判所へ出頭する際、沖永良部島や与論島の島民はフェリーを利用するため2泊3日を要することや、当事者同士が同じ船に乗り合わせざるを得ない状況が教えて頂いた。フェリーを利用する場合、約15時間の長時間の移動はただでさえ体力的に非常にきつい移動手段である。その上、精神的な負担を強いられるほか、離島の司法アクセスの不便さの一部を、今回の船旅で身をもって体験することとなった。

今回の実習中、最も厳しい、しかしながら振り返ってみれば何とも贅沢で有意義であったのが、相談会2日間中に行われた、事案の報告会であった。今回の法律相談では2日間、学生はそれぞれ1〜2の案件を主担当とするものが出来た。そのそれぞれの案件についての報告を行うのであるが、緊張と焦りの中臨んだ法律相談の内容を詳細に記し、また、助言内容や事案の展望、法律問題としての留意点等の報告書にまとめるのには各自大変な苦勞を要した。そして、報告の際には、研究者や弁護士による法的質問が厳しく寄せられ、それぞれが、事案の把握やまとめ不足、また、自身の知識不足等それぞれの課題に直面させられ、精神的にもきつい場面であった。しかしながら、どの指摘も、法的議論として非常に興味深いものであり、また、普段接することのない、他大学の先生から教えて頂ける減多にない機会であったと、後になりしみじみ有り難く思う体験であった。

そして今回最も勉強になったのが、同席させて頂いた松下先生の法律相談であった。法的思考力だけではない、リーガルカウンセリングとも言えるべき相談を相談者と一緒に同うことが出来、非常に感銘を受けたとともに、私自身が目指す弁護士像というものを明確に教えて頂いた。この一点だけでも今回の実習にいった甲斐があったと非常に有り難く思う。実務家の先生方が口を揃えて、実際に弁護士として働く中で、他の弁護士の法律相談に立ち会ったり、事案報告という形で検討する機会はないため、本校のリーガルクリニックは勉強になりとても有意義だとおっしゃっているが、それを、学生のうちに体験するチャンスを恵まれ鹿児島大学の学生であることを誇らしく思った。

古賀 健矢さん (九州大学)

リーガルクリニックIIは単なる離島法律相談実習をする科目ではない。離島で法律相談をしている感想は、他の方のエッセイで十分に触れられると思うので、ここでは離島で法律相談実習をするこゝ以外についての本科目の特性を述べたいと思う。

まず、本科目は他の法科大学院生と触れ合える貴重な機会である。それも、合宿という形式で行われるため、密に触れ合えることから、単純な法科大学院間の懇親会とは一線を画する(ただし、弁護士や教員が部屋に乗り込んでくるため完全に自由ではない)。また、実習においては、他の法科大学院生と同一の目的をもつて現実に関与した連携講義では味わえない経験である。

また、大勢の弁護士の法科大学院の教員とも触れ合うことができる。本科目に限らず、弁護士や教員と個別に触れ合う機会はあるが、本科目においては、大勢の弁護士の教員が一堂に会して、互いに意見を言い合うのである。このような機会は他の科目ではほぼあり得ない。それぞれ違う考えを持った門下生と同時に触れ合うことができるというのは、いわゆる合同企業説明会みたいなものであり、エクスターンシップ等の他の科目とは違った観点で、将来自分が専門家になる上で埋めなければならぬ現実と専門家に対するイメージとのギャップのすり合わせをすることができる。

そして、自分が担当した法律相談に対して、専門家の意見を聴くことができる(厳密には、聴きたくなくても聴かなければならない)。ここで重要なのは、一緒に相談を担当した弁護士以外の専門家から意見を貰えるということである。弁護士と共に法律相談を受け、それに対してその弁護士から意見を貰うことは本科目になくても経験する機会はあるが、相談に全く関わらなかつた弁護士や教員から意見を貰う機会があるのは本科目でしかあり得ないのではないかと(むしろ、一緒に相談を受けた弁護士は意見に答えるサポートをしてくれる)。

以上のように、単に離島で法律相談をするだけがリーガルクリニックIIの意義ではない。これらの特性が学生にとって良いものと考え

るか否かは人それぞれであるが、私自身はリーガルクリニックIIを履修して良かったと考えている。



(受付を行いつつ、相談内容を再確認)

後藤 寛さん

私は2日間の法律相談で2件の事案を担当させていただきました。ホームベースとした宿舎は島の東端の徳之島町の天城町、西端の伊仙町と、それぞれレンタカーで30〜40分ほどかかる場所を担当することになり、移動の過程そのものでも、島の生活に触れることができた。たとえば、島を走っている車のほぼ9割が軽自動車であり、それが軽トラ等の作業車に限らないのがよくある田舎の風景とは異なることや、島の一般的な住宅の建築様式は平屋造や陸屋根コンクリート造が多く、台風被害が甚大となりやすい沖縄に極めてよく似ていることなどです。

そして、肝心の法律相談ですが、私自身は不思議と事前にあまり緊張感を感じていませんでした。これは、おそらく私が前職でたくさんの方にインタビューするよりような仕事をしていたことに関係するかもしれないですが、割り振られた2件の相談内容が、幸運にも比較的多くの事前情報を含むものであり、それに準拠して準備していたつもりになっていました。大きかったようにも思います。

しかし、自身の人間相手の実際の相談は、やはりそんなに簡単ではありませんでした。まず、事前に得ていた情報と実際の相談内容が異なることなど当たり前で、その場で相談内容がどんどん追加されることもまた当たり前という状態だったのです。しかも、相談者の方が話してくださる内容から、何が法的に意味のある事項かを判断してその場で抽出することがとても難しく、日頃、いかに自分

達がきれいに料理して並べられた「教室事例」にばかり触れていたかを痛感させられることとなりました。

そんなこんなで冷や汗たらたら、横に座ってらっしゃる弁護士の先生方に助けられながら、何とかその場を乗り切ったのは、プロとしての相談技法の巧みさとはよく、先生方の豊富な経験に裏打ちされた「人間力のすごみ」のようなものでした。相談者の方は、たしかに法律相談をしても会場まで来られては、抱えてこられたのは、たまたま法律問題という切り口をもった「人生の悩み」なのだ、という、ある意味当然のこと、あらためて強く気付かされたのです。特に、徳之島のよきな人間関係が密で狭いコミュニティでは、時には法律通りに物事が運ばないケースも多々あります。でも、先生方は必ずしもそれを悪いこととはせず、当事者の立場で考え抜いてそれがベストであると判断すれば、堂々と「法律通りではない」アドバイスをされるのです。私が書いたこの字面だけ見れば、そんなのよくある話だねえ、と思われれば、しません。実際、私もそう思っていました。しかし、実際の法律相談の現場において、先生方が当事者に共感しながら生の悩みと格闘し、その上でそのような結論に至る、という「過程」を目撃できたことが私にとって衝撃的だったのです。その意味で、今回の実習は、私にとつて大変有意義なものとなりました。今はせちがらい世の中で、このような授業をロースクールで必修とすること自体に賛否両論あるかもしれませんが、しかし、今回の実習で得た私の価値ある経験は、ロースクールで学ぶことならではの醍醐味であることは間違いないと断言できます。



KULS ニューズレター No. 58

INDEX

● リーガルクリニックA 特集号ー

● リーガルクリニックAの開催について

● 法の支配の国民的浸透を目指してーリーガルクリニックAの意義と学生へのメッセージ

● 受講者 エッセイ

● 平成26年度

● リーガルクリニックAの開催について

「地域に学び、地域に貢献する」という本学の理念を具現した科目である、リーガルクリニックA（司法過疎地における法律相談実習）を、2月13日から16日の3泊4日の旅程で、種子島の西之表市、中種子町、南種子町を相談会場として実施しました。

本学による種子島で法律相談は、平成23年以来4年ぶり延べ9回目となります。1月の広報の開始から寄せられた予約案件と当日の飛び込み案件を含め、西之表市で12件、中種子町で7件、南種子町で7件、合計26件の相談に対応しました。

参加学生は本学より5名。この科目を「リーガルクリニックII」として共同開講としている九大法科大学院からも7名の学生が参加し、合計12名の学生が受講しました。教員として本学の松下良成教授、白鳥努教授、本木順也准教授、坂本正幸准教授、村山大輔講師、



【種子島簡易裁判所で島の司法状況を伺いました。】

宮路真行講師の各弁護士、米田憲市教授、南由介准教授、そして、九州大学法科大学院の七戸克彦教授（弁護士）が共同で指導にあたりました。プログラムの中では、西之表市役所、中種子町役場、南種子町役場の訪問や、種子島簡易裁判所の施設を見学し地域の司法事情をお話しいただきました。

学生達は相談の準備や相談会場の設営、相談者とのコミュニケーションを通じて、法律問題が社会生活の他の側面と強く結びついていることや、また司法制度の動態について、多くを吸収してくれたと思います。

この実習は、司法過疎地域の法サービスの実態調査の対象ともなっており、京都産業大学の草鹿晋一教授、専修大学の飯考行准教授、愛媛大学の小佐井良太准教授、香川大学の大山准教授、清瀬准教授も参加され、法律相談の内容から、司法過疎地における法サービスの在り方についてまで、幅広くご助言、ご指導をいただきました。運営については、牛鼻真紀子事務補佐員のサポートにより、非常にスムーズな対応ができました。

学生たちは、よく統制の取れた行動を通じて現地で発生する種々の困難を乗り越え、各先生方のご支援を得て、今年も充実したプログラムを展開できたと思います。以下、今年の参加学生のエッセイを紹介します。

● 受講者 エッセイ

上温湯 あかね さん

法律相談の事前の先生方の説明で、「相談者の方々の中には、法的に有効な解決策が無いとしても、相談に満足して帰って行かれる方もいらっしゃると思います。」といったお話があった。私は、そのお話を聞いた段階では、「それは



【法律相談に臨む宮路真行弁護士(中央)と学生(イメージ写真)】

言っても、有効な解決策が提示できないとなるとやはり気まずいのではないかと、と思う気持ちがあった。しかし、実際に法律相談に行ったら、そういうことが腑に落ちたように思う。

法律相談を希望する人々を育てることは、必ずしも「法律による」問題の解決を望んでいるわけではない。「自分の頭だけで考えた時には二進も三進もいかないような問題でも、法的な視点から見れば、解決の糸口が見つかるかもしれない。」と考えていることもある。ある問題が起こった時、それがまさに法的な問題であるか、法的には対

● 法の支配の国民的浸透を目指してーリーガルクリニックAの意義と学生へのメッセージー

1 はじめに

弁護士法人あさかぜ基金法律事務所（福岡）に勤務する、弁護士西村幸太郎と申します。この度、リーガルクリニックAに参加させていただきました。

2 参加の経緯

法の支配を国民的に浸透させることは、今なお、世界における大きなテーマです。私が所属する事務所は、司法過疎地帯に正面から取り組む事務所であり、法の支配を浸透させる上で、その存在意義は大きいと自負しております。

鹿児島大学及び九州大学のロースクールの毎年、離島における法律相談を行っていること、上記問題意識を喚起する上で非常に意義のある活動であると、感銘を受けました。そこで、私も、是非とも参加したいと希望し、参加させていただきしました。

3 活動の内容

学生が中心になり、種子島の各役所にて、法律相談を行いました。弁護士が同席し、適宜、事情聴取やアドバイスを行います。基本的には、学生の自主性に命に取り組んでいます。

島内は、郡市部とは異なり、閉鎖的な空間であり、噂が広まるのも早いです。そのため、相談者は、相談した事実すら知られたくないという要望をお持ちです。学生は、相談者が相互に顔を合わせないようになり、敢えて出入口を分かつくくするなど、法律相談に行っていることを周知から情れないようにする配慮を行っていました。島の事情をよく勉強し、配慮が行き届いており、感心しました。

法律相談の内容も、バラエティーに富んでいます。私が福岡で受ける相談は、債務整理が圧倒的に多いのですが、この2日間では、放送権、特許、相談関係、渉外、建築請負、相続、債務整理、離婚、その他雑多な相談が寄せられました。過疎地に赴任する弁



西村 幸太郎 弁護士(写真中央)

護士には、ゼネラリストとして、どんな案件にも一定の対応ができる能力が求められていることを痛感しました。

学生にとっても、私にとっても、非常に学ぶところの大きい企画であったと思います。

4 おわりに

「試験なんて、法律相談と同じ。相談者は、回答を求めてやってくる。弁護士は、限られた時間で、これを的確に読み、一定の回答を与えなければならぬ。同時に、試験では、出題者からの問いがあり、回答者は、限られた時間で、これを的確に読み、一定の回答を与えればよい。」

私のロースクール時代、大変優秀な成績で合格した先輩からのアドバイスです。

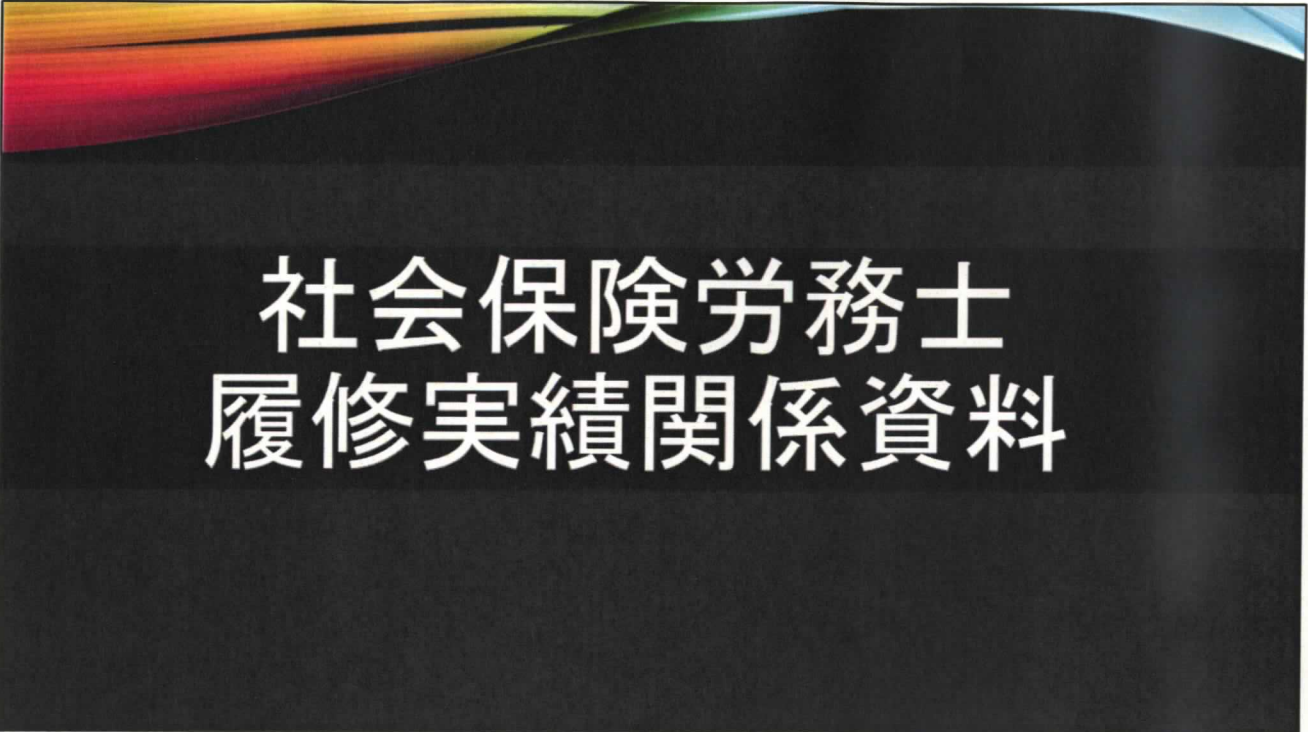
学生は、相談者が、何を求めているのか、一生懸命考えたはずですが、これに対し、自分の知識を総動員して、何らかの回答を与えようとしたはずですが、限られた時間で、相談者に満足して帰ってもらうとは、思いません。毎日慌ただしく、自分のことで一杯だと、思いますが、今やっている勉強は、相談者に満足してもらうため（試験であれば出題者に満足してもらうため）に行っているのだと発想を転換して、日々の勉強に取り組んでいけば、何かを掴むきっかけになるかもしれません。

参加した皆様、大変お疲れ様でした。学生の皆さんには、この経験を、試験にも将来の実務にも活かしながら、頑張ってくださいと思います。

処のしよのない問題であるのかは、法律に親しまない人々にとっては区別が付きにくい。だから、「もしかすると法的に解決できる問題なのかもしれない」と期待して、法律相談に行く。そういった相談者の場合、「これは法的には解決できない問題である。」と分類されれば、それでは目的は達成される。法律家に相談する前には漠然として捉えどころのなかった問題の正体が、少しはつきりするからだ。

そういった様子を目にして、私は、「なるほど法律相談とというのは総合診療科のようなものなのだ。」と考えた。

【相談後の事後検討会の模様】



社会保険労務士 履修実績関係資料

【学位取得や科目等履修生制度の活用】

- ・社会保険労務士・履修実績について

科目等履修生実績

年度	科目名	科目等履修生数
平成25年度前期	法律学総合特別演習(労働実務法)	3
平成25年度後期	法律学総合特別演習(労働法理論)	5
平成26年度前期	法律学総合特別演習(実務に架橋する雇用法理)	13
合 計		21

(※平成25年度より受け入れ開始)



法教育資料

鹿児島市立玉龍中学・鹿児島大学法科大学院連携授業

日時 12月26日(木) 午後1時から

場所 鹿児島大学郡元キャンパス 総合教育研究棟2階

スケジュール

※生徒を60名ずつ1組と2組に分けて実施。

1組

1時間目 午後1時から2時まで 201教室(法廷教室)

担当 中島 宏(鹿児島大学教授)

- ・ 法律家のしごと
- ・ 裁判のしくみ
- ・ 法科大学院について

2時間目 午後2時10分から3時10分まで 203教室

担当 林 宏嗣 弁護士(いづろ法律事務所)

- ・ 弁護士の仕事
- ・ 弁護士のやりがい
- ・ 質疑応答

2組

1時間目 午後2時20分から3時20分まで 201教室(法廷教室)

担当 中島 宏(鹿児島大学教授)

- ・ 法律家のしごと
- ・ 裁判のしくみ
- ・ 法科大学院について

2時間目 午後3時30分から4時30分まで 201教室(法廷教室)

担当 本田貴志 弁護士(鹿児島中央法律事務所)

- ・ 弁護士の仕事
- ・ 弁護士のやりがい
- ・ 質疑応答

留意点

- ・集合や点呼については中学校にお任せいたします。総合教育研究棟前に集合していただき、開始10分前ごろに建物・教室に入っていただくのが例年の方法です。
- ・建物内では飲食禁止とさせていただきます。これは、ゴミが出ることを防ぐためです。生徒が水筒等で飲み物を持参して飲むことは構いません。
- ・ゴミが出た場合にはお持ち帰りをお願いします。
- ・事前準備として、弁護士に尋ねてみたいことを生徒に考えさせておいていただくと、質疑応答が活発になってよろしいかと思います。
- ・1時間目は、大学の研究者教員によるレクチャーです。法廷教室を使いますので、例年、裁判の真似事のようなものを生徒さんに即興でやっていただいています。ただし、このことは、事前に生徒さんに伝えないようにお願いします（これは、講義を組み立てる上での演出の都合です）。



- ・新聞・テレビ局等の取材を入れる可能性があります。その場合は、生徒の容ぼう等が不本意な形で映り込まないように配慮いたします。貴校の側としてマスメディアに教育実践をPRされるご予定があれば、ご遠慮なく取材を許可してください。ただし、その旨を鹿児島大学法科大学院にもお知らせください（中島宛でのメールで結構です）。
- ・弁護士はいずれも鹿児島県内の出身です。
- ・法科大学院としての公式な対応となりますので、貴校から本学法科大学院（司法政策研究科）に対して、公文書での依頼状をお出しくさいますようお願いいたします。例年どおりの書式で結構です。依頼状の宛先は以下のとおりです。

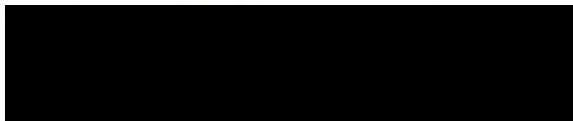
鹿児島大学大学院司法政策研究科 研究科長

米田 憲市

送付先

〒890-0065

鹿児島市郡元1-21-30 鹿児島大学法科大学院



2013年度
鹿児島玉龍中学校・鹿児島大学法科大学院 連携授業

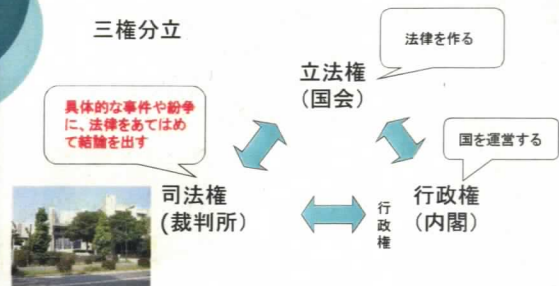
司法制度と法科大学院

中島 宏(鹿児島大学法科大学院教授)

Kagoshima University Law School

司法って何？

三権分立



刑事裁判のしくみ



罪を犯した人に
刑罰を与えるための裁判

有罪か無罪か？

刑罰の重さはどのくらいがよいのか？

民事裁判のしくみ



一般の人(原告)が、
一般の人(被告)を
訴える

貸したお金を返してほしい!

代金を払ったのに商品が
届かないので、解約させ
てほしい!

事故で怪我をさせられた
ので、賠償金を払ってほ
しい!

法律家ってどんな人たち？

- 裁判官
 - 検察官
 - 弁護士
- 法曹
- 司法書士
 - 行政書士



裁判官

- 裁判を進行し、結論を出す人
- 合議制と単独制
- 裁判所に勤務する公務員
- 判事補→(10年間)→判事
- 裁判官の独立

自分が担当する裁判については、誰からの干渉も受けずに判断する。



検察官

- 罪を犯した人を裁判所に起訴する
- 刑事裁判で有罪を証明する
- 警察官の捜査に間違いがないかチェック
- 検察庁に勤務する公務員

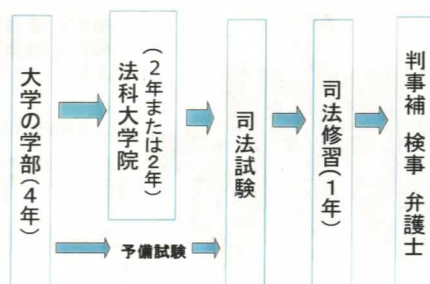


弁護士

- 民事事件で原告や被告の代理人となる
- 刑事事件で被告人の弁護を行う
- 法律相談
- 裁判以外の紛争解決
- 契約書の作成など(紛争の予防)
- 法律事務所を経営
- 法律事務所に勤務
- 企業や役所に勤務



法律家になるためには？



法科大学院ってどんなところ？

- 平成16年から始まった制度(法曹増員へ)
- いろいろな人が入学(法学部以外、社会人)
- 原則は3年間
- 法学既修者は2年間の短縮コース
- 法学の理論と実務の両方を勉強する
- 実習授業がたくさんある
- 毎日が勉強漬け 1日8時間以上
- 少人数での授業
- 制度の見直しが行われている

司法試験に挑戦！

- 法科大学院を修了した人が受験
- 法科大学院に進学しなくても、予備試験(合格率4%)に合格すれば受験可能
- 合計8科目、4日間・朝から晩まで
- マークシート方式と論文式を両方受ける
- 合格率は26.7%(2013年)
- 法科大学院を修了して5年以内
- 合格者数の見直し

司法修習

- 1年間かけて法律実務を実地に勉強する
- 国から生活費が貸与される(あとで返す)
- **実務修習**
全国の裁判所、検察庁、法律事務所で先輩の仕事を見ながら修行する
- **集合修習**
埼玉県の司法研修所に集まって、判決の書き方などを勉強。
- 最後に試験がある。落第する人もいる

KULS ニュースレター No. 32

INDEX

- 平成23年度前期重要判例紹介 一 商法分野一、一 民法分野(前編) —
- 鹿兒島市立玉龍中学との連携授業を実施
- リーガルクリニックAの開催について
- キャンパスライフ

● 平成23年度前期重要判例紹介

一 商法分野一

・ 最決平成23年4月26日判時2120号126頁
(最決平成23年4月19日判時2119号18頁)

■ 決定要旨

「吸収合併等により企業価値が増加しない場合に消滅株式会社等の反対株主がした株式買取請求に係る「公正な価格」(会社785条1項)は、原則として、株式買取請求がされた日における、吸収合併契約等の承認決議がなければその株式が有したであろう価格という。」

■ 参考文献

「事例20：公正な価格」事例で考える会社法380頁(7階資料室配架)

■ 論点

★ 買取価格の決定方法

「公正な価格」の意義：「シナジー適正配分価格」と「なかりせば価格」
「なかりせば価格」

・ 選定基準時の問題 → 「株式買取請求時」

■ 事案

(株式買取価格決定申立事件の最高裁決定) 「YとZとの間のZを株式交換完全親会社、Yを株式交換完全子会社とする株式交換(Yの株主総会における承認決議)に反対したYの株主であるXらが、Yに対し、自らの保有するY社株式を会社法785条1項所定の「公正な価格」で買い取ることを請求したが、協議が整わなかったために、XらがYに対し、会社法786条2項に基づき、裁判所に株式の買取価格を申し立てた事件である。」

■ 決定の内容

① 本件は、吸収合併等により企業価値が増加しない場合であり「なかりせば価格(株式交換がなければ本件株式が有していたであろう客観的価格)」が「公正な価格」である。
② 破棄された原決定(原々決定)は、株式の買取価格につき、その算定の基準日を株式交換の効力発生日としていた。③ 算定方法については、「裁判所の合理的裁量に委ねられている。」と判示している(参考文献をよく参照のこと)。

■ 決定の背景

「2つの最高裁決定まで、算定の基準時に関しては、効力発生日または買取請求期間の末日とするのが多くの裁判所(本件原決定、4月19日決定の原決定を含む)の立場であった。最高裁は、なぜ「株式買取請求時」を採ったのか、考えるところである。」

司法試験との関係(悩みをみせる)「本件事案では、Y社の株価が日々下落していた。比較的早い時期に買取請求したX1と買取請求期間の末日に請求したX5とでは、(45300円と43250円)2050円の差額があった。」この場合に、「買取価格は一律に決定されることが望ましいから、算定基準日は効力発生日または買取請求期間の末日である」とする判例・学説から導かれる結論は

● 鹿兒島市立玉龍中学との連携授業を実施

1月28日(土)、鹿兒島市立玉龍中学校の3年生120人を対象とした連携授業を実施しました。この授業は、中高一貫教育を行っている同中学校が将来の進路として様々な職業について学ぶために行っているプロジェクトの一貫であり、国立大学法人鹿兒島大学による地域貢献活動として、司法政策研究科が全面的に協力したものです。

当日は、まず、法廷教室を利用して、中学生に刑事裁判の冒頭手続の様子を即興で実演してもらったあと、本学の研究者教員が、司法制度における法曹の役割と現在の法曹養成制度について解説を行いました。さらに、特別講師として、本法科大学院の修了生でもある本田貴志弁護士(鹿兒島中央法律事務所)と林宏嗣弁護士(いづる法律事務所)から、実際に弁護士として仕事をしてきた経験の踏まえ、そのやりがい、難しさを、日常の様子、弁護士となるまでの道のりなどについて、生徒

妥当であるうか。

この点について、自分なりの判断・理由を示せというものが、(ややない物ねだりと思えるが)採点者実感の「悩みをみせる」ということではないか。事例において解決すべき問題(結論の妥当性)を認識して、みずから判断する、これが法律実務家に求められる(試験で採点者が問うていると言っている)能力であろう(結論は効力発生日でも良いのである)。まあ、それまでの道程も遙かではあるけれども(まず「株式買取請求の手続」を理解)。

志田 惣一 (商法)

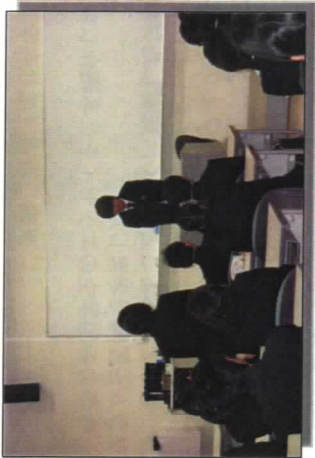
● 平成23年度前期重要判例紹介

一 民法分野(前編) —

最判平成23年7月21日裁時1536号1頁

■ 【事実の概要】

Aは、昭和63年10月、Yとの間で所有する土地上に本件建物(9階建て賃貸用マンション



玉龍中学生の質問に答える林宏嗣弁護士

からの質問も受けながら、詳しくお話をいただきました。

本学は、地域に学び、地域を支える法科大学院として、本来の機能である教育・研究の合間に、様々な地域貢献活動を実施しており、その経験を教育・研究にもフィードバックしています。院生のみさんには、法曹となつたのち、ぜひとも本学と共にこうした活動に関わっていただけたらと思います。

(中島 宏)

ン)を建築する旨の請負契約を締結した。Aは、完成間際になって、本件土地および建物を売却することにし、完成後の平成2年5月にこれをXに売却した。平成6年6月頃、XはYに対し、本件建物に亀裂、水漏れ、排水管のつまり等の瑕疵があることを指摘し、建て替えるか購入資金を返還するよう申し入れを行ったが、Yはこれを拒絶したため、平成8年7月、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償を求める訴えを提起した。

第1次控訴審は、本件は瑕疵担保責任の領域で処理されるべき問題であり、不行為責任が成立する場合には、強度の違法性が必要であるとし、Xの請求を棄却した。これに対し、第1次上告審(最判平19年7月6日民集61巻5号1769頁)は、「設計・施工等は、建物の建築に当たり、契約関係にない居住者等との関係でも、当該建物に建物としての基本的な安全性が欠けることがないよう配慮すべき注意義務を負うと解するのが相当である。そして、設計・施工等がこの義務を怠つた

ために建築された建物に建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵があり、それにより居住者等の生命、身体又は財産が侵害された場合には、設計・施工者等は、不法行為の成立を主張する者が上記瑕疵の存在を知りながらこれを前提として当該建物を買い受けていたなど特段の事情がない限り、これによって生じた損害について不法行為による賠償責任を負うというべきである」とし、原審を破棄した。

■【判決要旨】

「第1次上告審判決にいう『建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵』とは、居住者等

の生命、身体又は財産を危険にさらすような瑕疵をいい、建物の瑕疵が、居住者等の生命、身体又は財産に対する現実的な危険をもたらしている場合に限らず、当該瑕疵の性質に鑑み、これを放置するといずれは居住者等の生命、身体又は財産に対する危険が現実化する事となる場合には、当該瑕疵は、建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵に該当すると解するのが相当である。

■【コメント】

購入した建物に隠れた瑕疵がある場合、買主は、売主に対し、瑕疵担保責任の追及が可能である。本判決では、さらに、買主は、直接契約関係でない建物の設計・施工者に対し、不法行為責任を追及できると争うかが争われている。設計施工者の契約関係にない居住者等に対する注意義務（第1次上告審）および右注意義務懈怠により生じる「建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵」の具体的内容（本判決）について確認しておくこと。

村山 洋介（民法）

●リーガルクリニックAの開催について●

平成23年度のリーガルクリニックA（司法過疎地における法律相談実習）を、2月9日から14日の5泊6日（うち初日と最終日の2泊は船中泊）の旅程で、徳之島の徳之島町と天城町を相談会場として実施しました。

本学による徳之島での法律相談は初めてでしたが、1月の広報の開始以来、相談予約の問い合わせが続々と寄せられ、会場となった徳之島町役場で11件、天城町役場で12件、合計23件の相談に対応しました。

参加学生は7名。教員として松下良成教授、本木順也准教授、正込健一郎講師、下村哲也講師の各弁護士、米田憲市教授が指導にあたりました。プログラムの中では、徳之島町、天城町、伊仙町の各町役場の訪問や、種子島簡易裁判所の施設を見学し地域の司法事情をお話しいただきました。

また、この実習は、司法過疎地域の法サービスの実態調査の対象となり、九州大学の土田國廣教授（弁護士）をはじめ、奄美で活動

リーガルクリニックA受講者エッセイ

■リーガルクリニックAの実習を終えて

リーガルクリニックAの法律相談を行うにあたり、相談会場である徳之島へ行く前は、不安でいっぱいでした。法律を本格的に学ぶようになって2年が経過したとはいえ、相談者の相談に適切な回答ができるのだろうかという不安の理由である。また、事前に相談内容を把握した上で法律相談に望むことになるが、予約票の相談内容と実際の相談内容とが異なることは多々あると聞いていた。臨機応変にどれくらい対応できるのか、といった点にも不安を抱えていた。

ただ、事前の打ち合わせにおいて、予約票の相談内容から、どのような相談が考えられるか、いくつかパターンを検討し、その点について調べて頭に入れた上で、どのような質問をしていけばいいのかが、どのようなアドバイスをすればよいのかを考えたので、不安はすぐに解消された。落ち着いて法律相談に望むことができた。また、実際の相談の場では、弁護士の先生に十分なフォローをいただいたので、なんとかなり切ることができた。

弁護士の先生方から、法律相談ではまずどれだけ情報を相談者から聞き出せるか、というのが重要である。そして、法律相談に来られる方は、とにかく聞いてほしい、という気持ちでいるので、まずは相談者の話を聞く、というスタンスを取る、という即言をいただいた。今回の法律相談は1時間と十分に設定されているので、落ち着いて相談者から情報を聞くことができる環境であった。しかし、やはりどうしようも必要ないと聞き出したという気持ちで強く、事前に用意した質問を矢張り早にしてしまい、相談者を萎縮させてしまったところがあり、その点について反省をしている。

今回の法律相談を通して、法律相談は、司法試験と全く無関係ではないことを理解させられた。相談内容から「実際の相談は何か」「相談物は何か？」をまず考え、それから適用条文を探す、この流れは司法試験の答案と全く同じである、と指導を受けた。これは、法律相談の初日の午前中にいただいたアドバイスである。ところが、その夜、翌日の法律相談の事前検討の段階になった時、「この相談でまず検討するべきことは何か」と弁護士が先生に質問された時、真っ先に、契約内容は何か、相談物は何か、という点について考えることができなかった。また、とにかく先にある文がなければ法をあたえ、ということもできていなかった。頭では理解していても、それを実際に活用する場になると、十分に使い切れていない、ことを自覚した。常日頃から意識して取り組むべきであることを理解した。この反省を今後の学習に生かしていきたいと思う。

法科大学院2年 姥 裕子

する鈴木穂人弁護士、出水で活動する米田圭吾弁護士、京都産業大学の草鹿晋一教授、愛媛大学の小佐井良太准教授、弘前大学の飯考行准教授、本学の中島教授、紺屋准教授が参加され、法律相談の内容から、司法過疎地における法サービスの在り方についてまで、幅広くご助言をいただきました。



法律相談会場の模様（写真は、模擬相談）

今回のリーガルクリニックAは、徳之島で行われた。徳之島は、弁護士が少なく、法務局もなく、簡易裁判所があるだけである。そのため、法律相談会には多くの人が予約したようである。

私は、2日間の法律相談で3件の事実を担当し、法律相談の際、相談者に協力していただいていたアンケート調査も4件担当した。そうした中で感じたのは、弁護士の必要性、さらに言えば、法律相談等の機会提供の必要性である。というのも、相談者は、総じて、無料でなくとも、今回のような法律相談があれば申し込んでいたことや、島には他の法律職の方もいるが、やはり弁護士の話を聞きたいという方が多かったからである。

また、徳之島は司法へのアクセスが困難である。弁護士が足りないのもそうであるが、裁判所の位置も板の上で、車がなければ訪れるのは大変であるし、登壇簿等を揃えたくとも、法務局は奄美の名刺に行かればならない。与論島や沖永良部島の島民等は、徳之島の裁判所までささ2泊3日の日程で来なければならぬ。

そのため、今回のような法科大学院主催の法律相談だけでなく、弁護士事務所主催や、行政機関主催の法律相談の機会をもっと作るべきだと感じたのである。他方、自身の法律相談の経験として、改めて、生きた人間を相手にすることの難しさを実感した。事前調査や弁護士の先生の助言を十分に頂き、緊張しつつも、できると意識しただけのものは、相談者の説明を理解できなかつたり、逆に助言できなかつたり、終始、先生にフォローされなければならぬ。

しかし、名々の先生の相談方法を間近で体験できたことは、大変勉強になった。また、相談方法は異なっても、相談者に納得してもらおうという姿勢は共通しており、相談者に対するサービス精神の重要性を学ぶことが出来た。今回の実習は大変有意義なものであったと感じている。

法科大学院2年 粕谷 僚

徳之島まで、鹿児島新港からフェリーで片道15時間。学生の体力も少し心配しましたが、さほど揺れることもなく、充実したプログラムを展開できました。

今年の参加学生のエッセイを2本紹介します。

米田 憲市（法社会学）



ICT関係資料

ICTを活用した法曹養成課程の展望 —九州国立4大学法科大学院教育連携の経験から—

鹿児島大学大学院司法政策研究科

今日のメニュー

- 鹿児島大学法科大学院の特色
- 九州国立4大学法科大学院教育連携の遠隔講義システムについて
 - 導入の目的／システム構築の経緯／システム構築・保守管理費用／システムの特徴・使い勝手／システムの利点・欠点／故障した場合の対応／教員研修など
- 遠隔講義システムを用いた「授業」について
 - 対象科目とその選定／適正学生数／議論の可否／雰囲気の共有／録画の有無と活用／他のキャンパスへの配慮事項／補助教員の効用／学生同士の交流／学生の感想・満足度

鹿児島大学法科大学院の特色

- 「地域に学び、地域に貢献する」
 - 法曹養成教育と地域貢献の両立
 - 離島等司法過疎地における法律相談実習
 - 屋久島、種子島、徳之島
 - 地域を支える活力のある法曹養成
 - 法情報論：ITを活用した弁護士活動
 - 教育連携による大学の枠を超えた環境
 - 連携講義の実施
 - 九大への留学制度

鹿児島大学の遠隔教育システム

- 九州3大学遠隔講義システム
 - 遠隔講義のほか映像収録が可能
- 移動式テレビ会議システム
 - 建物内の他教室で使える2カメラ1画面の遠隔講義システム
(琉大はこれが設置されている)
- インターネットテレビ会議システム
(MeetingPlaza)
- メディア・パティオ映像配信システム
- NLSシラバス・システム
 - アカウント管理

1-1.遠隔講義システムの構築の目的

➤法科大学院の設置

- 地域適正配置と地方国立の法学教育の基盤
- 特色ある科目の必要性
- 鹿児島大学と九州大学の連携での設置申請
 - 鹿児島大学の遠隔講義システムを活用した授業経験の導入を基盤

➤システムの設計思想

- ライブの重視：録画配信は軽視
- 双方向多方向の授業の実現
- 操作の簡易性の追求

1-2-1.システム構築の経緯

➤遠隔講義システム前史

- 1997年度から鹿児島大学・大阪大学間のSCSを活用した共同授業「法情報論」（学部）の取組
- 松浦好治教授・指宿信助教授（当時）ほか鹿児島大学スタッフ

➤インターネットの普及による発展

- 現在は、NLSシラバス・システムを基盤に、名古屋大学、鹿児島大学、大阪大学で共同で「法情報論」（学部）を開講中

参考：

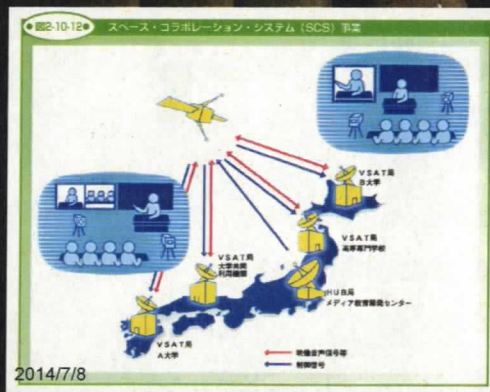
SCSを用いた遠隔講義システム

SCS=Space Collaboration System (122地点148局)

Windows3.1 (後に95に移行)

タッチパネル、相手先カメラの操作

時間費用の問題、予約作業の問題、音声遅延



▲スペース・コラボレーション・システム (SCS)

SCSのタッチパネル画像



1-2-2. 現在のシステム開発の契機

- 科学研究費「法科大学院における教育連携のあり方に関する研究」（研究代表・辰村吉康、2003年度～2005年度）
- 鹿児島大学・九州大学の連携協議
 - 鹿児島大学の遠隔講義活用経験
 - 米国NTTの法務部長経験者が九大准教授に
 - 熊大／琉大との連携協議（2001年春から秋）
 - 九大との連携協議（2001年秋～）
 - 熊大の受入（2003年）、琉大の参加（2005年）
- リーガル・リサーチの必修化
 - = 「法情報論」の必修化
- 設置審現地調査と形成支援での採択

1-2-3. 法科大学院形成支援事業など

- 平成15年3月 法科大学院設置の準備措置
 - 基本となる2カメラでの設備の設置（6百万円）
- 平成16年度から18年度
 - 法科大学院形成支援事業**
 - 九大・鹿大・熊大 総額 4億5百万
 - 各大学 毎年4千5百万円ずつ 3年間
 - 遠隔講義システムの開発に3年間で各拠点5千万円以上の投入が可能に。
- 平成19年度から20年度
 - 専門職大学院等教育推進事業（琉大を加える）
 - 2年間で、4大学に4千万円

1-2-4.構築費用と保守管理費用

- 構築費用は基本的には各大学5千万円弱。
- 中核部分の構築後、各大学ごとにカスタマイズやメンテナンス。
 - 鹿児島大学の場合、録画機能やサブのマシンを追加。
 - 鹿児島大学の場合、メンテナンス費用は200万円
 - 熊大は、操作担当者を雇用など。
- 現在ではハイビジョン画質レベルで、
3千万円／1拠点、程度といわれている。

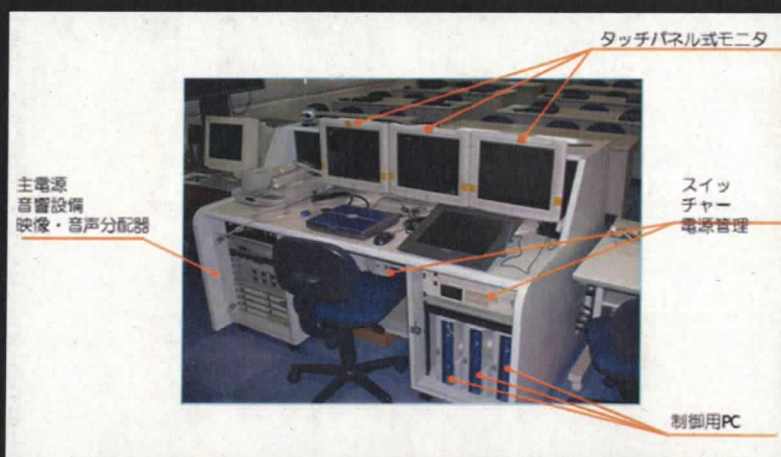
教室画像：鹿児島大学



4 拠点で実施する場合



鹿児島大学の操作卓





1-2-5. ネット会議システムと 映像配信システム

- Meeting Plaza
 - 遠隔授業や研究会での活用
 - 少人数の学生で、出張時などに活用
- 映像配信システム (MediaPatio)

1-3.遠隔講義システムの長所

- 高度な操作が容易にできる。
 - 基本は3タッチで映像をスクリーンに出せる。
 - 九大・鹿大・熊大の3大学間では、相手方カメラを含め全ての映像を1拠点から自由に操作・映出できる。
- 汎用性が高く、その実現も容易。
 - 汎用性の高いH323プロトコルのテレビ会議システムがあれば、ゲスト機能でどこでも接続できる。
 - 外部入力（PC、書画カメラ、BDレコーダーなど）を容易に使える。
 - MeetingPlazaやサブマシンを併用できる。

1-4.遠隔講義システムの短所

- 導入にコストがかかる。
 - 端末が単体で1機50万を超え、その他を交えると100万を超える。サブマシンで600万円（音響制御）
- H323規格に限られ、拠点が限られる。
 - PCさえあれば使える、MeetingPlazaでカバー
- ベンダーが再構築をいやがるほど、内部が複雑で高度。
 - ハイビジョン・バージョンは、より簡易なものが提案されている。
- 教育技術が求められる部分がある。

1-5.故障した場合の対応

- メンテナンス契約
 - 中核機器の交換保守と機能実現
 - 200万円／年
- 基本的に24時間メンテナンス可能
 - 現実には課業時間中であれば、即座に対応。
 - 授業のない日に接続試験などを含めて対応。
 - 3大学同時対応も可能。（琉大は別）
- うまくいかないときは、サブのシステムを活用。
- このほか、バージョンアップ対応や機能強化のために年間150万円くらいかけている。

1-6.教員等の研修

- 特にやっていない。
- 個別に指導：1回でだいたいマスター
- できない教員対応
 - 事務補佐員（九大はTA、熊大は雇用）によるサポート
- 教員は、興味・やる気のある人は誰でもできるが、ない人は駄目。

2-1.対象科目とその選定

- 基本：必要に応じて、どの科目でも使う。
- 例 外
 - 法律基本科目やそれに近い科目（民事訴訟実務の基礎など）で、教員と学生が一度も直接会えない場合は、オフィスアワーや学修効果の管理上の事情から回避している。
- 特にシステムに特化した科目
 - 法情報論：九大と双方向
 - 司法政策論：4大学同時実施

2-2.遠隔講義に適した形式

- 学生数
 - 合計で50名から60名は経験があり、問題なかったと思う。
 - 他拠点で50名を超えると、その拠点の緊張感の確保がむずかしい。
 - 数より教員の意識と教育技法の問題
 - 失敗の原因
 - 教員が話し続けるスタイル
 - 自拠点以外の学生への配慮ができない
- 双方向・多方向の演習形式の講義に適している。

2-3.他の教室の把握や必要な配慮

- 教員に求められる教育技術：他拠点優先
 - 複数拠点を一つの空間として認識すること。
 - 他拠点の視聴者を優先して、積極的に指名すること。
 - マイクの扱い（口からの距離、握り位置）
- シラバス・システムなどとのメディア・ミックスが効果的
 - 教室だけで終わらない授業構成
- 補助教員がいる方が望ましい。
 - 補助と言うより共同担当とした方がよい。

2-4.学生満足度

- 学生の意欲が低い場合、適切な授業管理ができないと、学級崩壊を起こす。
 - 内職や授業中に教室を出入りする。
- 学部レベルの「通常の学習意識」では、学修成果は厳しいと思う。
- サポートできる教員が身近にいる機会は大切。